

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)		
食品衛生法に係る営業許可基準の緩和	0900120	施設基準等は都道府県が定めることとされており、かつ、営業許可自体も都道府県等自治体が所管しており、当該自治体内で検討・実施することで差し支えない。			D-1				D-1			1096020	石川県	グリーン・ツーリズム促進特区	食品衛生法における、厨房等の設備基準の適用除外		
		施設基準等は都道府県が定めることとされており、かつ、営業許可自体も都道府県等自治体が所管しており、当該自治体内で検討・実施することで差し支えない。	都道府県知事が、自らの判断で施設基準等を定めることを制限するような、ガイドライン等を技術的助言等により示しているなどということはないか。	営業施設基準の準則につき、通知を发出している(昭和32年9月9日衛環発第43号別添)が、これは都道府県知事が自らの判断で施設基準等を定めることを制限する趣旨のものではない。 なお、今回提案のあったイチゴジャム・漬物の製造については特段営業の許可を必要とせず、ミカンジュースの製造のみが清涼飲料水製造業の許可が必要となる。また、1つの製造所において複数の農産加工品を製造する場合の営業許可については、当該自治体内において個別に検討・実施することで可能であり、期間営業の場合等であって、それにより知事が公衆衛生上支障がないと認めた施設基準についても同様である。	D-1				D-1				1132010	柳井市	農産加工特区	農産加工における営業条件の緩和	
		施設基準等は都道府県が定めることとされており、かつ、営業許可自体も都道府県等自治体が所管しており、当該自治体内で検討・実施することで差し支えない。	都道府県知事が、自らの判断で施設基準等を定めることを制限するような、ガイドライン等を技術的助言等により示しているなどということはないか。	営業施設基準の準則につき、通知を发出している(昭和32年9月9日衛環発第43号別添)が、これは都道府県知事が自らの判断で施設基準等を定めることを制限する趣旨のものではない。	D-1				D-1					1396050	東京都多摩市	多摩センター地区経済活性化特区	食品衛生法に係る営業許可基準の緩和
		施設基準等は都道府県が定めることとされており、かつ、営業許可自体も都道府県等自治体が所管しており、当該自治体内で検討・実施することで差し支えない。	都道府県知事が、自らの判断で施設基準等を定めることを制限するような、ガイドライン等を技術的助言等により示しているなどということはないか。	営業施設基準の準則につき、通知を发出している(昭和32年9月9日衛環発第43号別添)が、これは都道府県知事が自らの判断で施設基準等を定めることを制限する趣旨のものではない。	D-1				D-1					1405040	掛川市	スローライフ・ピレッジ掛川特区構想	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊施設に係る食品衛生法の適用除外
		施設基準等は都道府県が定めることとされており、かつ、営業許可自体も都道府県等自治体が所管しており、当該自治体内で検討・実施することで差し支えない。	都道府県知事が、自らの判断で施設基準等を定めることを制限するような、ガイドライン等を技術的助言等により示しているなどということはないか。	営業施設基準の準則につき、通知を发出している(昭和32年9月9日衛環発第43号別添)が、これは都道府県知事が自らの判断で施設基準等を定めることを制限する趣旨のものではない。	D-1				D-1					2033010	北見商工会議所、北見市商店街振興組合連合会	中心市街地活性化特区	道路法、道路交通法、食品衛生法
ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和	0900130	「麻痺性貝毒発生時期におけるホタテガイの処理加工等管理要領」(平成11年7月改正)については、漁協で作成された自主基準であり、北海道における関係部局に相談の上、協議を行い解決を図ることが適切であると考えられる。			D-1				D-1			1101160	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和		

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特選推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
CIQの業務委託による一元化	0900150	検疫所における輸入食品の監視業務は、公衆衛生上の危害の発生防止の目的で諸外国と連携して対応する必要があること、輸入時に統一的な取組を行うことが効率的であること等から、国が実施すべき業務である。また、検疫業務についても、国際保健規則(IHR)において保健主管庁の職員が責任を持って行うべきとされている業務であり、検疫感染症の隔離、停留の要否の判断等、国民の権利に直接影響を及ぼす公権力の行使を行うものであることから国が実施すべき業務である。なお、手続きの時間短縮等については、これまでに貨物到着前に審査を行う事前届出制度の導入を行ったほか、港湾手続の関連府省と連携して平成15年の7月中に輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化を実現することとしている。			C				C		C-1	1246010	茨城県	国際物流特区	CIQの業務委託による一元化
輸入食品等の検疫のフルオープン化(24時間・364日化)	0900160	「新総合物流施策大綱」等においても港湾物流の国際競争力強化の観点から港湾の24時間フルオープン化に向けた取組が求められており、具体的な要望があれば対応することとしている。			D-1	-			D-1		D-1	1323080	横浜市港湾局	国際物流特区	輸入食品等の検疫のフルオープン化(24時間・364日化)
輸入動植物類や輸入食品等の検疫業務を簡素化するための制度の確立	0900170	「新総合物流施策大綱」等においても港湾物流の国際競争力強化の観点から、全国規模で港湾の24時間フルオープン化への対応や港湾諸手続のワンストップサービス化による簡素化、迅速化が求められており、これまでに貨物到着前に審査を行う事前届出制度の導入を行ったほか、関連府省と連携して平成15年の7月中に港湾諸手続のシングルウィンドウ化を実現することとしている。			B	-			B		B-2	1323090	横浜市港湾局	国際物流特区	輸入動植物類や輸入食品等の検疫業務を簡素化するための制度の確立
特別用途食品の許可手続きの迅速化	0900200	特定保健用食品の審査については、現行でも過去に類似の申請があった場合等、安全性等が確認できるものについては、審査や提出書類の簡素化を図り事務処理期間を短縮しているところである。 また、一部の地域からの申請に限定して、審査を迅速化することは、それ以外の地域からの申請の遅延につながることもなり、公平性の観点から不適切である。	提案者の要望は、標準的事務処理期間を3ヶ月に短縮するというものであるが、これについてどの程度実現され得るのか、具体的に示されたい。	特定保健用食品の審査のさらなる簡素化、迅速化についての要望がある一方、その安全性や効果の審査については、生命、身体の安全に係わる問題であることから慎重な対応が求められているところである。 こうした両要素を勘案して、事務処理を行う努力目標として、6ヶ月間という期間を設けているところであり、個々の申請についてみれば、6ヶ月間を要していないものも、これを越えるものもある。 これ以上の対応については、単に標準的事務処理期間を短縮できるものではなく、一律の対応は困難である。	C				C		C-1	1446030	長野県	生涯健康都市形成支援特区	特別用途食品の許可手続きの簡素化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
日本乳がんセンターの新設	0900220	本提案は、国の財政措置による新しい国立施設の新設を求めているためである。			F				F		F	2016010	日本乳がんセンターの新設	日本初の国立単一臓器がんセンターの新設	国立として公有地に設立、建築する。特定機能病院の認可のもと運営は自助努力する
保健衛生上必要性の高い製品の優先審査	0900230	医療上の必要性があれば、特区であるかどうかにかかわらず優先的に審査を行う。なお、医療機器全般の承認審査の迅速化を図るため平成16年4月に独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設置する。			D-1				D-1		D-1	1208020	福島県	知的創造・開発特区	医療用具製造承認の標準的業務処理期間の短縮
医療用具製造に係る承認制度の届出制度への変更	0900240	EU、米国ともに管理医療機器及び高度管理医療機器に相当する医療機器について、届出のみでは市販を認めておらず、わが国のみが規制を緩くすることは困難である。	提案の趣旨は、リスクの程度に応じて承認制度を届出制に緩和するものであり、この観点から、提案内容を実現できないか、検討し、回答されたい。	リスクに応じた医療機器のクラス分類については、改正薬事法の施行準備の中で、国際的なルールに従って現在検討を進めており、そのリスクの程度に応じて、国の承認が必要なもの、第三者認証が必要なもの、企業の自己認証でいいものに分類することとしている。(平成17年度施行予定)ただし、「管理医療機器」に相当するクラスについては、EUでは第三者認証を必要とし、米国では国の審査を必要としており、わが国のみ届出制度に移行する合理的理由がない。	C		提案者からの意見では「新医療用具を除く改良医療用具等について届出制にすることは可能ではないか」、「実績のある事業者については自己責任において安全性等を確保できる」とあり、これを踏まえ具体的に検討し、回答されたい。	改良医療用具等であっても一定レベル以上のリスクがあるものについて、それが既存品と比べて同等レベルの有効性、安全性があることを確認するためには、検査データ等を添付して確認しなければそれを担保できるものではない。なお、リスクの低いものについては、現在でも、企業の自己確認を認めており、承認不要としている。また、実績のある事業者と言えども医療用具については、販売製品の有効性、安全性の確保が十分に実施できていないケースも散見されるとともに、何をもちえて実績のある事業者と言えるのか明確な仕分けは困難である。	C		C-1	1208030	福島県	知的創造・開発特区	外国承認医療用具の輸入承認制度の届出制度への変更、未承認薬、欧米認可薬剤の利用の自由化(医療用具製造に係る承認制度の届出制度への変更)
医療用具に係る許可制度の弾力化等の改正薬事法の施行の前倒し		医療用具製造業者の製造品目の追加・変更に係る許可制度の届出制度への変更については、平成17年7月を目途に実施されることとなる。しかしながら、製造販売承認制度への移行に伴い、現行の国と各都道府県で共有している承認許可管理システムを変更する必要があるが、新システムの開発には相当程度かかる見込みであり、改正薬事法の施行を前倒しすることは困難である。			C				C			1208040	福島県	知的創造・開発特区	医療用具製造業者の製造品目の変更・追加に係る許可制度の届出制度への変更
		区分許可制度の弾力的運用については、平成17年7月を目途に実施されることとなる。しかしながら、製造販売承認制度への移行に伴い、現行の国と各都道府県で共有している承認許可管理システムを変更する必要があるが、新システムの開発には相当程度かかる見込みであり、改正薬事法の施行を前倒しすることは困難である。			C				C		C-2	1208050	福島県	知的創造・開発特区	区分許可制度の弾力的運用(改良医療用具、後発医療用具の製造に係る全工程の委託の容認)の早期施行

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
		医療用具のGMP(製造管理及び品質管理規則)及びGMP(輸入販売管理及び品質管理規則)省令については、今般の薬事法改正(平成14年7月31日公布)に伴い、医療機器の国際的な品質規格であるISO13485を踏まえた全面的な改正を行うことを予定しており、文書類の保存については当該国際規格との整合化の一環として、電子媒体を含む書面以外の媒体による作成・保存を可能とすることを予定している。現在、改正薬事法の施行時期と同じ平成17年度より、文書類の電子媒体保存を含む当該国際規格を踏まえた制度の一体的な導入を図るべく、関係団体と協議を行いつつ省令の改正作業を進めている。	特区において先行実施できないか、検討されたい。また、17年度実施予定であるならば、措置区分は「C」となるのではないかと。	電子媒体での保管・運用を導入するにあたっては、故意又は過失による書き換え、消去等を防止する観点から、その管理方法を含む技術的な基準の作成が必要である。現在、平成17年度の国際規格の導入も踏まえその作業を進めているところであり、そのような基準がない中で先行実施は困難である。	B-1				B-1			1208060	福島県	知的創造・開発特区	医療機器を製造するために必要な品質文書の運用基準の緩和(文書での保管・運用電磁媒体での保管・運用)
GMP監査の緩和	0900280	GMP査察は、統一された手法及びレベルで実施されるべきものであるため、政府による査察手法及びレベルの確認が行われていない認証機関から発行された適合認証書をもって、都道府県によって行われる査察に代えることは適当ではないと考える。 なお、平成17年度の改正薬事法の施行に伴い、ISO13485を踏まえたGMPの改正を行うと共に、低リスクの医療機器については都道府県による査察システムから政府が認定した認証機関による認証及びGMP査察のシステムに移行することを予定している。このような新たな制度の実施の中で、都道府県と認証機関の役割分担等その取扱いを検討していきたいと考えている。	貴省の回答では、「取扱いを検討していきたい」とのことであるが、特区において先行実施し、検証することは有効と考える。この観点から検討し、回答されたい。	政府が認定した認証機関によるGMP査察については、平成17年7月を目途に実施することが予定されている。このため、このようなシステムが存在しない現行法制下で先行実施した場合、査察手法及び査察レベルの確認が行われていない認証機関による査察結果を受け入れることになるため、製造所のGMP適合性に係る信頼性が担保できない。したがって、保健衛生上の危害防止の観点から実施困難である。	C		提案者からの意見では「ISOの査察手法等について政府があらかじめ確認を行えば、ISOの適合認証書をもって、都道府県によって行われる査察に代えることは可能ではないか」とあり、これを踏まえ具体的に検討し、回答されたい。		C		C-1	1208070	福島県	知的創造・開発特区	GMP監査の緩和
治験の届出の電磁的方法の容認	0900300	医師主導治験の施行時(平成15年7月目途)に電子届出でも届け出可能とする予定。			B	又は			B	又は	B-1	1250060	福岡県・久留米市	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	医師主導治験の電子届出
医療用具・医薬品の承認審査の迅速化	0900330	医療上の必要性があれば、特区であるかどうかにかかわらず優先的に審査を行う。なお、医療機器、医薬品全般の承認審査の迅速化を図るため平成16年4月に独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設置する。			D-1				D-1		D-1	1446040	長野県	生涯健康都市形成支援特区	医療用具・医薬品の承認審査の迅速化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
国内未承認の医療材料の使用の自由化容認	0900350	保健衛生上の危害防止の観点から、未承認の薬物及び器具器械を製造・販売することは認められない。なお、当該製品を継続的に輸入し、提供する趣旨であれば、薬事法の下で治験としての臨床的な研究を進め、当該製品の承認を取得する方向で検討されたい。	提案では、院内に選考委員会を設置し、国と同レベルの審査機能を維持する代替措置が示されており、特区において実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	国と同レベルの審査機能を有していることを担保する手段もなく、承認審査に対する責任は国会審議においても、厚生労働大臣の責任で行うことが求められているところである。	C		今回の提案は、学内の審査委員会が当該製品の審査、安全対策を行うことで薬事法の規制を免除すべきとの提案と理解している。しかし、患者の生命・安全に関わる医療用具については、国民の立場に立てば、その安全性、有効性、品質を確保すること、事故が生じた場合の対応等の責任について客観的かつ適正なものとし、さらにはこれらを明確にするための法的な裏付けが不可欠である。特に、医療用具は品質不良による事故が多く、個々の使用製品が不良でないかどうかのチェックをどのように大学病院で行うのかその体制についても考える必要がある。なお、当該医療機関関係者が薬事法上の輸入販売業者として大臣の承認を得て当該医療材料の提供を行うことは可能であること、また、低リスクの医療用具に関して、平成17年度に施行される改正薬事法の第三者機関認証制度を利用し、厚生労働大臣の承認に代わる認定機関による認証を取得する可能性も検討するべきである。	C		C-1	2088030	東京大学医学部附属病院	健康づくり特区	侵襲性が低い新規医療器具や医薬品の本人承諾による迅速な使用	
共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することの容認	0900360	薬事法の下で治験としての臨床的な研究を進め、当該製品の承認を取得すれば、継続的に当該医薬品を提供することが可能となる。	提案では、「薬事法による医薬品の製造・販売に関する規制は存在するが、共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することについては容認も否認もされていない。」とあるが、容認されるのか、否認されるのか、明確に示されたい。	病院内で製剤された医薬品について、複数の他施設に授与することは薬事法上認められない。	D-1		提案者からの意見では「提案はクローズドな組織でサイクロトロンおよびFDG合成装置を共同所有しようとするもの」、「FDGの半減期が2時間と極めて短いことを考えると、文京区のような大学附属病院が集積した立地で同提案を実現することは医療費の適正化に資するのみならず、患者の利益にもなる」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。	D-1		C-1	2133020	東京医科大学大学院医療経済学分野	包括的医療特区「文京医療クラスター」	共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することの容認	
		薬事法の下で治験としての臨床的な研究を進め、当該製品の承認を取得すれば、継続的に当該医薬品を提供することが可能となる。	提案では、「薬事法による医薬品の製造・販売に関する規制は存在するが、共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することについては容認も否認もされていない。」とあるが、容認されるのか、否認されるのか、明確に示されたい。	病院内で製剤された医薬品について、複数の他施設に授与することは薬事法上認められない。	D-1			D-1	2133030	東京医科大学大学院医療経済学分野	包括的医療特区「文京医療クラスター」	共同製剤されたFDG製剤を保険診療において用いることの容認			
		ある病院が所有する診療機器を他の病院と共同利用をすることは禁止されておらず、また、本件のように各病院から独立して共同診断センターを設け、当該施設で診療の補助行為を業として行う場合には、当該センターについて診療所としての届出を行えば可能。			D-1			D-1	2133010	東京医科大学大学院医療経済学分野	包括的医療特区「文京医療クラスター」	診療用放射線同位元素を備える届出を複数の病院で一括することの容認			
未承認薬の利用の自由化容認	0900860	保健衛生上の危害発生の防止の観点から、無承認無許可医薬品を輸入、製造及び授与することは認められない。なお、将来的な製品化を図る目的とする趣旨であれば、薬事法の下で治験としての臨床的な研究を進め、当該製品の承認を取得する方向で検討されたい。	海外で長年の実績がある等、一定の安全性が確認されているものは特区において対応できないか検討し、回答されたい。	国際的に見ても、他国における承認の事実のみをもって自国の承認を与えているものではなく、国内で承認審査手続きに係らしているのが現状である。日本においても、外国での使用経験が必ずしも安全性を保證するものではなく、我が国における承認を不要とすることはできない。したがって、未承認薬の使用の倫理性、補償等の措置を明確にした治験制度の下で提供できるのであれば、将来的な承認を意図して治験として行うべきである。	C			C		C-1	1331020	具志川市・勝連町・与那城町	健康長寿産業振興特区	「特定医療費制度適用の拡大に関する特例について」	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
配送拠点における管理薬剤師配置義務撤廃	0900290	配送拠点といえど、一時的であれ医薬品が保管されることになるため、卸売一般販売業許可を受けざるべきであると考えており、保健衛生上の危害を防止する観点から、それぞれの医薬品の特性に応じた適切な保管及び品質管理を行う上で、医薬品の特性等に係る専門的な知識を有する者としての薬剤師が最低でも一人は必要と考える。	自治体からの提案には、「特例の対象となる範囲を特区内に限り、かつ適正な保管管理方法等の代替措置を講ずる。」としており、特区において対応できないか、具体的に検討し、回答されたい。	「適正な保管管理方法等の代替措置」とあるが、適正な保管管理等を行うためには、保健衛生上の危害の発生を防止する観点から、実地において、それぞれの医薬品の特性等に係る専門知識を有した薬剤師が直接、医薬品を保管・管理する必要があると考える。 「配送依頼のもと、医薬品がきちんと梱包された状態で、配送のために一時的に保管されるようなところであれば、従来から薬剤師の配置は必要なく、あらかじめ医薬品を貯蔵しておき、医療機関等の注文を受けて、医薬品を卸す行為を行うようなところであれば、卸売一般販売業の許可が必要となり、薬剤師を配置する必要があると考えている。それに関し、全国薬務主管課長会議等において周知を図ることとする。」	C B-1				C B-1		B-1	1246140	茨城県	国際物流特区	医薬品の保管場所における薬剤師の配置の撤廃
配置薬の事業所配置	0900310	事業所における配置販売については、対象が不特定多数におよび、適正に医薬品を使用するための十分な服薬指導が行き届かないため保健衛生上の危害が発生するおそれがあり、適当でない。	職場の衛生管理者を明確にし、服薬指導を行うなどの代替措置を講ずることにより、特区において実現できないか、検討し、回答されたい。	配置販売業においては、副作用情報等に関する十分な服薬指導等を行う責務は販売業者にあり、配置薬を使用する対象が特定少数の家族等に限定されている。その責務を職場の衛生管理者が負い、不特定多数の人に対し、医薬品を適正に使用するための十分な服薬指導等を行うことは困難である。このように保健衛生上の危害が発生するおそれがある措置は認められない。	C		提案者からの意見では「配置箱は事業所内の社員のみが立ち入る事務所に設置し、薬剤説明文も添付することを義務づけることにより、保健衛生上の危害防止が可能」とあり、これを踏まえ具体的に検討し、回答されたい。		C		C-1	1303010	奈良県	「大和の薬」の販売特区	配置薬の事業所配置
イベントでの配置薬の特例販売業許可	0900320	イベントの仮店舗による特例販売については、責任の所在が明らかでなく、また、対象が不特定多数におよぶため保健衛生上の危害が発生するおそれがあり、適当でない。	地方公共団体が責任を担保するなど適切な代替措置を講じれば、特区において実現できないか、検討し、回答されたい。	医薬品の販売は、保健衛生上の危害発生を防止する観点から、十分な服薬指導を行うため、薬剤師を配置し、一定の構造設備を整えた上で、医薬品一般販売業等の許可を得て行うのが原則である。 一方、特例販売業の許可は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及が十分でない場合に、販売する医薬品を限定するなどして、例外的に認めているものである。 提案がイベントの仮店舗で医薬品を販売するという趣旨であれば、都道府県等が、設置された仮店舗の構造設備の確認などの事務処理の迅速化等を図り、医薬品一般販売業の許可を適用することで対応可能と考える。	C、D-1				C、D-1		D-1	1303020	奈良県	「大和の薬」の販売特区	イベントでの配置薬の特例販売業許可
被保護世帯に係る介護保険料(生活扶助費として支給)及び公営住宅の家賃(住宅扶助費として支給)を、福祉事務所が委任状の徴取を要せずに当該被保護世帯の扶助費から直接支払えるようにすること	0900380	本件は全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討したいと考えている。 なお、生活保護法の改正が必要な事項であるため、特区法の改正とあわせて生活保護法の一括改正をお願いしたい。	貴省の回答では、自治体からの提案に対応しているのが不明のため、この点について、どのように対応されるのか、具体的に検討し、回答されたい。 なお、生活保護法の改正は、今通常国会で行うことを想定しているのか。	被保護世帯に係る介護保険料及び公営住宅の家賃について、当該被保護世帯が滞納した場合には、福祉事務所が委任状の徴取を要せずに当該被保護世帯の扶助費から直接支払うことができるようにすることを考えている。 今回の要望を措置するに当たっては、福祉事務所による家賃の直接支払いを公営住宅以外にも認めるべきかどうか等について、検討に時間を要するため、今通常国会において生活保護法の改正を行うことは予定していないが、次回の提案募集時の特区法の改正にあわせて生活保護法の一括改正をお願いしたい。なお、特区法の改正にあわせて生活保護法の一括改正が困難であれば、介護保険法の施行後5年を目途とした介護保険制度全般の見直しの中で対応することを考えている。	B-1				B-1		C-2	1044010	川口市	生活保護に係る公営住宅家賃及び介護保険料の福祉事務所による徴取・納入の特例	生活保護法に特例を設け、福祉事務所が介護保険料及び公営住宅の家賃を控除・納入できるようにする。

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
効率的な社会福祉活動を展開するため、社会福祉事業団と社会福祉協議会を統合、社会福祉協議会に一本化した場合に、市町村等が設置する施設の委託の承認	0900390	市町村社会福祉協議会は、事業者間の連絡調整、社会福祉活動への住民参加を推進する事業等を通じ、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、一義的には社会福祉施設の経営を行うことは想定されていない。 しかしながら、地域の实情に応じ、本来の目的を達成するためには必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこととしているところである。(社会福祉法人の認可について 平成12年12月1日 障企59、社援企35、老計52、児企33)	提案者の要望は、「効率的な社会福祉活動を展開するため、社会福祉事業団と社会福祉協議会を統合、社会福祉協議会に一本化した場合に、市町村等が設置する施設の委託を認める。」というものであるが、この内容は実現されるものと解して良いか。	社会福祉協議会は、制度上、地域の实情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこととされている。 したがって、都道府県等の所轄庁において支障がないと判断した場合には、受託経営を行うことが可能である。	D-1	-			D-1	-	D-1	1278010	鹿沼市	社協・事業団統合特区	昭和46年7月16日付社第121号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知に基づく指導の規制の特例
障害者福祉に熱意のある者が社会福祉法人の認可を受け小規模授産施設を運営しようとする場合における、土地、建物の借入を前提とした、法人設立の際の資産要件の緩和(1000万 300万)	900400	障害者の小規模授産施設の経営については、所轄庁の許可を受けることにより、社会福祉法人に限らず民間企業その他の法人や個人においても行うことが可能である。	提案内容は、資産要件の引下げを求めるものであり、この点について検討し、回答されたい。	要望においては、授産施設又は小規模授産施設は社会福祉法人でなければ運営できないとの前提の下、社会福祉法人の設立に係る資産要件の緩和が求められているところ。 しかしながら、授産施設又は小規模授産施設は、所轄庁たる都道府県等の許可を受けることにより、社会福祉法人に限らず民間企業その他の法人や個人においても行うことが可能なものであって、この場合においては、社会福祉関係法令上、特段の資産要件は課せられていない。 なお、その場合においても、社会福祉法人が事業を実施することを前提として、当該法人の設立に係る資産要件の緩和を求めるものであれば、それは社会福祉法人制度において講じられている税制上及び財政上の優遇措置に関する要望と同様である。	D-1	施設用不動産の自己所有要件の代わりに1000万円の資産要件を課しているが、なぜ資産が不動産自己所有の代替となるのか、施設用不動産の自己所有要件自体の撤廃を認めた文部科学省所管の特例を踏まえ、具体的に検討し、回答されたい。	社会福祉法第25条は、社会福祉法人が社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない旨規定しているが、当該規定は、社会福祉事業を安定的・持続的に経営していくために、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから設けられたものであり、社会福祉法人は、不動産、現金、金融資産等の資産を自己保有することが当然の原則となる。 なお、社会福祉法人は、戦後、財団法人から特別法法人に移行したものであり、同条はこうした経緯を踏まえたものである。 このため、社会福祉法人が施設を経営する場合においては、原則として、当該施設の用に供する不動産の自己所有を求めているところであり、これを国、地方公共団体等から貸与等を受けて行う場合には、自己所有の資産として、一定の基本財産を求めているものである。 この場合において、どの程度の基本財産を所有すべきかは、法人格の付与に係る社会通念に照らして定められるべきものであるが、都道府県所管の財団法人が、平均で2.3億円以上の基本財産を有していること、社会福祉法人が財政上・税制上の公的助成を受けられることにかんがみれば、現行の資産要件は、著しく高額とは認められない。	D-1		C-1	1441030	長野県	障害者雇用促進特区	社会福祉法の通所授産施設を運営する法人の資産要件の額の引き下げ。	
高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設整備設置基準の緩和	0900410	社会福祉施設等のうち入所施設については、入所者の状況等に応じその安全性を確保するため、施設ごとの最低基準において、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない旨規定している。 しかしながら、木造であっても一定基準の技術的要件を満たせば、建築基準法に規定する耐火建築物、準耐火建築物に含まれることとされている(建築基準法第2条9の2、9の3)ことから、耐火建築物・準耐火建築物であっても木材を活用することは可能であり、ご提案は現行制度において可能である。 なお、平成15年1月21日に開催された全国厚生労働部局長会議(厚生分科会)においては、入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用など、その積極的な活用の推進 平成15年度予算(案)から、林野庁の木造公共施設整備事業により、児童福祉施設等における木材の特性を活かした遊具が補助対象となったことから、その積極的な活用を図ることについて指導したところである。	提案内容は、一定の代替措置を講じることを条件として、耐火構造・準耐火構造の要件の適用除外を求めるものであり、この点につき検討し、回答されたい。	高齢者社会福祉施設等について、代替措置を講ずることを条件に、特区において、耐火及び準耐火構造の要件の緩和を図る。	A	「代替措置」の具体的内容を例示されたい。また、「耐火及び準耐火構造の要件の緩和」とあるが、「耐火及び準耐火構造の要件の撤廃(耐火及び準耐火構造の要件を課さないこと)」ではないか、回答されたい。	平屋建ての高齢者福祉施設等について、例えば、工法の工夫、難燃処理の採用など現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される措置を、地方公共団体において検討し講ずる場合に、耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を行う。また、「耐火及び準耐火構造の要件の緩和」については、「耐火及び準耐火構造の要件の撤廃(耐火及び準耐火構造の要件を課さないこと)」と解して相違ない。	A		A	2017010	秋田スギの利活用を考える会	秋田スギ利活用推進特区	高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設整備設置基準の緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特選推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
PFI方式で行われる社会福祉施設の設置・経営におけるBOT方式及びBOO方式の容認	0900420	PFI方式で行われる社会福祉施設の設置・経営においてBOT方式及びBOO方式を認めることは、従来の補助制度の拡充に該当するものであるため。			F				F		F	1463010	留萌市	PFI推進特区	民間が実施する公共建築物への補助制限の緩和
社会福祉法人が行う収益事業の収益の同事業への充当	0900430	社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された非営利法人であり、収益事業は社会福祉事業や同事業と特に関係の深い公益事業を実施するに当たって、財政基盤を強化するという観点から認められているところである。 専ら収益をあげることを目的として事業を行うのであれば、例えば株式会社等の営利法人を設立することにより対応が可能である。 なお、要望されている事業内容によっては、公益事業として行うことも可能ではないかと考えられる。			D-1				D-1		D-1	2162040	社会福祉法人 柚の木福祉会	フリースクール特区	フリースクール(不登校対策)の運営緩和
		社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された非営利法人であり、収益事業は社会福祉事業や同事業と特に関係の深い公益事業を実施するに当たって、財政基盤を強化するという観点から認められているところである。 専ら収益をあげることを目的として事業を行うのであれば、例えば株式会社等の営利法人を設立することにより対応が可能である。 なお、要望されている事業内容によっては、公益事業として行うことも可能ではないかと考えられる。				D-1				D-1		D-1	2162050	社会福祉法人 柚の木福祉会	御用聞き特区
児童相談所の設置主体の拡大	0900450	現在、社会保障審議会児童部会で児童相談所のあり方について検討を行っているところであり、審議結果を待って対応	審議内容には、当該提案内容は含まれているのか示されたい。 また、特区において先行的に実施できないか、検討し、回答されたい。	児童相談所は、児童虐待、非行、障害等の児童及び家庭に係る各般の問題に対して、相談・指導、児童福祉施設への入所措置、親権喪失等に係る家庭裁判所への申立手続き、児童の一時保護等を一連の業務として行う専門機関として位置づけられている。本要望は、児童相談所の業務のうち児童虐待対策と不登校対策のみを実施し、かつ、施設入所措置権限のうち児童養護施設についてのみ実施など一部業務のみを行うとするものであり、児童福祉施策の一貫性の観点から対応は困難である。なお、児童相談所のあり方については、現在社会保障審議会児童部会において検討を行っているところであり、審議結果を待って対応することとしたい。	C		児童養護施設についての業務のみの実施であっても、相談、入所措置、家庭裁判所への申立、施設の認可・指導・監督まで一連の業務を一貫して行う場合は、特例を認めるべきではないか、具体的に検討し回答されたい。	児童相談所は、児童虐待、非行、障害等の児童及び家庭に係る各般の問題に対して、相談・指導、児童福祉施設への入所措置、親権喪失等に係る家庭裁判所への申立手続き、児童の一時保護等を一連の業務として行う専門機関として位置づけられており、一部業務のみを実施することは、児童福祉施策の一貫性の観点から対応は困難である。なお、児童相談体制の在り方については様々な意見があることから、現在、社会保障審議会児童部会で児童相談所の在り方を含め検討を行っているところであり、審議結果を待って対応することとしたい。	C		C-1	1071010	板橋区	児童相談所特区	児童福祉法における児童相談所に関する設置主体の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特推室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
乳児院等で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	0900460	暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。			A				A		A	1216010	岡山県	児童福祉特区	児童福祉施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認
保育所で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	900461	保育所における調理業務については、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)により、外部からの調理員の派遣を認めているところ。			D-1			D-1		D-1					
児童養護施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	900462	暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が行われる場合には、児童養護施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。			D-2			D-2		D-2					
知的障害児施設等で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認	900463	障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、障害児施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。			A			A		A					
幼稚園を活用した放課後児童健全育成事業	0900470	従来から地域の実情に応じた多様な取組を支援しているところであり、実施場所についても、多様な社会資源の活用を促しており、幼稚園は既に活用されているところ			E				E		E				
放課後児童健全育成事業の対象の拡大	0900480	希望者全員を対象とした事業を自主財源により実施することについて現行法令上、何ら規制はなく、当該事業を児童福祉法上の放課後児童健全育成事業として位置付けようとする本要望は、従来型の補助制度の拡充を求めるものと解されるため。			F				F		F	2150050	㈱東京リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	放課後児童健全育成事業の目的を拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特選推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
放課後児童健全育成事業開始のための基準の緩和	0900490	スポーツクラブや塾等が自主財源により放課後児童健全育成事業と同様の事業を実施することについて現行法令上、何ら規制はなく、当該事業者について児童福祉法上の放課後児童健全育成事業の実施を可能ならしめようとする本要望は、従来型の補助制度の拡充を求めるものと解されるため。			F				F		F	2150110	㈱東京リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	放課後児童健全育成事業開始のための基準の緩和
市が低体重児の届出先となり、未熟児の訪問指導を実施できるようにすることの容認	0900500	低体重児・未熟児施策については、対象となる乳児の発生率が低いこと、また、そのような児が生まれた場合は迅速に専門的な保健サービス及び医療を提供する必要があることから都道府県等が実施主体とされているところである。 低体重児・未熟児施策については、低体重児の届出(母子保健法第18条)、未熟児の訪問指導(同第19条)、未熟児に対する養育医療(同第20条)が一連の業務となっており、これらの業務は同一の主体により一体として行われる必要がある。 要望事項は低体重児・未熟児施策のうち低体重児の届出と未熟児の訪問指導の実施だけを行おうとするものであり、施策の一貫性の観点から適当ではない。	提案の趣旨を踏まえ、特区において実現できないか再度検討し、回答されたい。		C	低体重児・未熟児施策については、対象となる乳児の発生率が低いこと、また、そのような児が生まれた場合は迅速に専門的な保健サービス及び医療を提供する必要があることから都道府県等が実施主体とされているところである。 低体重児・未熟児施策については、低体重児の届出(母子保健法第18条)、未熟児の訪問指導(同第19条)、未熟児に対する養育医療(同第20条)が一連の業務となっており、これらの業務は同一の主体により一体として行われる必要がある。 要望事項は低体重児・未熟児施策のうち低体重児の届出と未熟児の訪問指導の実施だけを行おうとするもの(構想提案者が未熟児に対する養育医療を併せて行う意向がないことは確認済み)であり、施策の一貫性の観点から適当ではないが、これらの業務が同一の主体により一体として行われる場合であれば、特区として対応することについて検討する余地がある。	未熟児に対する養育医療を行う都道府県や病院等との連携が十分に確保されている場合は、一部の事務を市町村が行うことを認めるべきではないか、具体的に検討し回答されたい。		C	C-1	1102020	津島市	子育て支援特区	低体重児出生の届出先及び未熟児訪問指導の容認	
知的障害者及び障害児の短期入所事業実施施設の規制緩和	0900510	15年度から支援費制度が施行されることに伴い、事業者が保護者と緊密な連携を取り、知的障害者及び障害児へのきめ細かな配慮が行われる場合には、知的障害者及び障害児が介護保険法による短期入所生活介護事業所を利用した場合においても、支援費を支給可能とするよう、通知を発出する。			B-1				B-1		B-1	1065010	高浜市	知的障害児・者福祉サービス基盤整備特区	知的障害児・者の短期入所事業実施施設の規制緩和
知的障害児・者の短期入所事業実施施設の規制緩和	0900520	本要望の対象に、子育て支援短期利用事業の実施について(H7.4.3児第374号)別紙第3の1の(1)趣旨において、児童の短期入所事業の実施施設が児童福祉施設等とされている制限についてであるが、本通知は、障害児のショートステイについて定めたものではなく、母子家庭、父子家庭の児童等について定めたものであり、要望に関する規制にはなっていないため。			E				E		E				

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特選推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
入所要件の緩和	0900530	<p>地域の实情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としているところである。</p> <p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育のほか、定員の範囲内での私的契約児の入所、へき地保育所による対応、地方単独施策等地域の实情に応じた取組が既に可能になっている。</p> <p>なお、入所要件を満たさない児童に対して公費を投入することについては、現行の補助制度の創設・拡充に該当する。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	<p>地域の实情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としている。</p> <p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育のほか、定員の範囲内での私的契約児の入所、へき地保育所による対応、地方単独施策等地域の实情に応じた取組が既に可能になっている。</p> <p>なお、入所要件を満たさない児童に対して公費を投入することは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。</p>	C, F			<p>地域の实情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としている。</p> <p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育のほか、定員の範囲内での私的契約児の入所、へき地保育所による対応、地方単独施策等地域の实情に応じた取組が既に可能になっている。</p> <p>なお、入所要件を満たさない児童に対して公費を投入することは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。</p>	C-1, F				1062010	奈良県香芝市	幼稚園保育所一元化の推進	保育所の入所資格の撤廃
		<p>地域の实情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としているところである。</p> <p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育のほか、定員の範囲内での私的契約児の入所、へき地保育所による対応、地方単独施策等地域の实情に応じた取組が既に可能になっている。</p> <p>なお、入所要件を満たさない児童に対して公費を投入することについては、現行の補助制度の創設・拡充に該当する。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	<p>同上の回答と同様</p>	C, F			同上の回答と同様	C-1, F				1081010	丸岡町	子育て特区	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立
		<p>地域の实情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としているところである。</p> <p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育のほか、定員の範囲内での私的契約児の入所、へき地保育所による対応、地方単独施策等地域の实情に応じた取組が既に可能になっている。</p> <p>なお、入所要件を満たさない児童に対して公費を投入することについては、現行の補助制度の創設・拡充に該当する。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	<p>香芝市「1062010」への回答と同様</p>	C, F			同上の回答と同様	C-1, F				1284060	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「保育所」入所にあたっての「保育に欠ける」要件の緩和
		<p>地域の实情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としているところである。</p> <p>保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育のほか、定員の範囲内での私的契約児の入所、へき地保育所による対応、地方単独施策等地域の实情に応じた取組が既に可能になっている。</p> <p>なお、入所要件を満たさない児童に対して公費を投入することについては、現行の補助制度の創設・拡充に該当する。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	<p>香芝市「1062010」への回答と同様</p>	C, F		<p>提案者からの意見では「現在、「幼稚園」と「保育所」は実情として機能の差がみられなくなり、両者の融合・一元化が強く求められている」、「子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育園」に区分され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられないことが問題」とあることから、入所要件の緩和について具体的に検討し、回答されたい。</p>	同上の回答と同様	C-1, F				1202020	足立区	生活創造特区(教育・雇用分野)	「保育に欠ける児童」とされる保育所入所要件の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置 の分類」	「措置 の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	「措置 の分類」 の特区推 進室の判 断	提案事項コー ド	提案主体名	特区構想名	規制の特例 事項(事項 名)
施設設備基準の 統一・緩和	090056 0	<p>「幼稚園」については、地域の实情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としているところである。</p> <p>「放課後児童健全育成事業」については、「保育所」と「放課後児童健全育成事業」とは、対象児童の年齢、開所時間等事業の性格が異なることから、それぞれ施設基準を設けているものであり、設置基準の緩和は適切ではないと考えている。</p>	<p>提案者からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	<p>保育所の設置基準は、設置主体の如何に関わらず、児童の処遇の確保のため、最低限必要な基準を定めたものである。</p> <p>また、保育所と放課後児童健全育成事業とは、対象児童の年齢、開所時間等事業の性格が異なることから、それぞれ施設基準を設けているものであり、設置基準の緩和は適切ではないと考えている。</p>	C		<p>提案者からの意見では、「現在幼稚園と保育所は実状として機能の差が見られなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている」とあることから、施設設備基準の統一・緩和について、具体的に検討し回答されたい。</p>	<p>保育所の設置基準は、設置主体の如何に関わらず、児童の処遇の確保のため、最低限必要な基準を定めたものである。</p> <p>また、保育所と放課後児童健全育成事業とは、対象児童の年齢、開所時間等事業の性格が異なることから、それぞれ施設基準を設けているものであり、設置基準の緩和は適切ではないと考えている。</p>	C-1		C-1	2150080	㈩東京リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	保育所設置基準の緩和
			<p>提案者からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	<p>㈩東京リーガルマインド「2150080」への回答と同様</p>	C		<p>同上の回答と同様</p>	C-1		C-1	2150120	㈩東京リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	児童福祉施設設置の最低基準の緩和	
			<p>保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の实情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。</p> <p>また、こうした配置基準の緩和を行う施設に対して、補助を行うことは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。</p>	<p>提案者からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	<p>香芝市「1062020」への回答と同様</p>	C		<p>施設設備基準については、一元化でなく、地域において全ての児童の健全育成を図る観点から、連携を図る方向で施策を進めるべきと考えている。</p> <p>調理室の必置については、子どもの食の状況が危機的に悪化する中、安全・衛生面はもとより、食事を通じて子どもの健やかな育成を図る観点から、離乳食、体調不良の状況に対応した配慮(便の様子等を確認し、食事のやわらかさ、摂食時刻等についての配慮)、食物アレルギー等に対応した除去食など、きめ細やかな対応が重要であり、今後とも調理室の必要性は変わらないものと考えている。</p> <p>なお、規制改革推進会議第2次答申を受けて、平成15年度において、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室を兼用し、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう措置することとしている。</p>	C-1		C-1	2150130	㈩東京リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	保育士配置基準の緩和
保育士資格・幼稚園教諭免許の 統合		<p>保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の实情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。</p> <p>なお、保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすい方法について平成15年度中に検討することとしている。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	<p>保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の实情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすい方法について平成15年度中に検討することとしている。</p>	B-1		<p>提案者からの意見では「現在、「幼稚園」と「保育所」は実情として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている」、「子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育園」に区分され、一貫した育成方針による養</p>	B-1		B-1	C-1	1062030	奈良県香芝市	幼稚園保育所一元化の推進	保育所の保育士配置基準の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区分類の特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0900600	<p>保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。</p> <p>なお、保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすい方法について平成15年度中に検討することとしている。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	香芝市「1062030」への回答と同様	B-1		<p>「護・教育を受けられないことが問題」とあることから、保育士資格・幼稚園教諭免許の統合について、具体的に検討し、回答されたい。</p>	同上の回答と同様	B-1			1137040	北海道東川町	幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園教諭、保育所保育士資格の経過的特例措置
		<p>保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。</p> <p>なお、保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすい方法について平成15年度中に検討することとしている。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	香芝市「1062030」への回答と同様	B-1				B-1			1270050	島根県松江市	幼保一元化特区	幼稚園教諭保育士資格の相互取得の容易化
幼稚園教諭の保育士資格の取得の容易化		<p>保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。</p> <p>なお、保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすい方法について平成15年度中に検討することとしている。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	香芝市「1062030」への回答と同様	B-1				B-1	B-2		1284020	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「幼稚園教諭」と「保育士」の資格の一元化
		<p>保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。</p> <p>なお、保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすい方法について平成15年度中に検討することとしている。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>	香芝市「1062030」への回答と同様	B-1				B-1			1284030	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	幼稚園教諭・保育士配置基準の統一
		<p>保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めるべきと考えている。</p> <p>なお、保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすい方法について平成15年度中に検討することとしている。</p>	<p>自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。</p> <p>保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い</p> <p>以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。</p>				<p>共用化指針による施設において、下記の条件を満たす場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を保育することを認める</p> <p>・保育所児と幼稚園児を一緒に保育する保育室は、幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること</p> <p>・この場合、職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること</p> <p>・保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること</p>		A		1137030	北海道東川町	幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園教諭、保育所保育士資格の配置基準の緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区分類の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
職員配置基準の統一	0900630	はなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めると考えている。また、こうした配置基準の緩和を行う施設に対して、補助を行うことは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めている。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について抜本的な規制の特例が求められている。	東川町「1137030」への回答と同様	A		の融合が十分に強く求められている。子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育園」に区分され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられないことが問題」とあることから、職員配置基準の統一について、具体的に検討し、回答されたい。	同上の回答と同様	A		C-1	1217010	岡山県	幼保連携特区	幼保合同保育を行う保育所の職員配置基準の緩和
			自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	東川町「1137030」への回答と同様				同上の回答と同様	A			1389010	箱根町		児童福祉施設最低基準と幼稚園設置基準の融合・一本化
合同保育の推進(職員配置基準の緩和(兼務の容認))	900640	保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めると考えている。また、こうした合同保育を行う施設に対して、補助を行うことは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めている。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	掛川市「1406030」への回答と同様	A	保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携の強化を図る方向で施策を進めると考えている。また、こうした配置基準の緩和を行う施設に対して、補助を行うことは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めている。 共用化指針による施設において、下記の条件を満たす場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を保育することを認める。 ・保育所児と幼稚園児と一緒に保育する保育室は、幼児(保育所児・幼稚園児)数の合計により児童福祉施設最低基準(面積・職員配置)を満たしていること。 ・この場合、職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること。 ・保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領		A		A	1406030	掛川市	保育一元・幼保一元特区	幼稚園及び保育園の共同保育・混合保育化	
			自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	掛川市「1406030」への回答と同様								1244010	宮城県東和町	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	1. 保育所、幼稚園児合同クラスを一人の担任での保育を可能とすること。
カリキュラムの統一	0900650	幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改訂し、平成12年4月より施行されている。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改訂し、平成12年4月より施行されている。	D-1		提案者からの意見では、「現在幼稚園と保育所は実状として機能の差が見られなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで区分され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられないことが問題である。」とあることから、カリキュラムの統一について、具体的に検討し回答されたい。					1081010	丸岡町	子育て特区	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立
			自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	丸岡町「1081010」への回答と同様				同上の回答と同様	D-1		C-1	1284010	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の統合

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区分類の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
制度の一元化	0900660	地域の実情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としている。 なお、幼稚園と保育所制度を統合した新たな施設に対して補助を実施することは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	地域の実情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としている。 保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育のほか、定員の範囲内での私的契約児の受入れ、へき地保育所による対応、地方単独施策等地域の実情に応じた取組が既に可能になっている。 施設設備基準については、一元化でなく、地域において全ての児童の健全育成を図る観点から、連携を図る方向で施策を進めるべきと考えている。 調理室の配置については、子どもの食の状況が危機的に悪化する中、安全・衛生面はもとより、食事を通じて子どもの健やかな育成を図る観点から、離乳食、体調不良の状況に対応した配慮(便の様子等を確認し、食事のやわらかさ、摂食時刻等についての配慮)、食物アレルギー等に対応した除去食など、きめ細やかな対応が重要であり、今後とも調理室の必要性は変わらないものと考えている。なお、規制改革推進会議第2次答申を受けて、平成15年度において、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室を兼用し、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう措置することとしている。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすい方法について平成15年度中に検討することとしている。 保育内容については、幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改定し、平成12年4月より施行されている。	C、D-1、F		提案者からの意見では「現在、「幼稚園」と「保育所」は実情として機能の差がみられなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。」「子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区別され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられないことが「問題」とあることから、制度の一元化について具体的に検討し、回答されたい。	地域の実情に応じた設置・運営が可能となるよう、文部科学省と共同して、両施設の共用化等、弾力的な運用を可能としている。 保育所入所要件を満たさない児童の保育所への受入れについては、一時保育、特定保育のほか、定員の範囲内での私的契約児の受入れ、へき地保育所による対応、地方単独施策等地域の実情に応じた取組が既に可能になっている。 施設設備基準については、一元化でなく、地域において全ての児童の健全育成を図る観点から、連携を図る方向で施策を進めるべきと考えている。 調理室の配置については、子どもの食の状況が危機的に悪化する中、安全・衛生面はもとより、食事を通じて子どもの健やかな育成を図る観点から、離乳食、体調不良の状況に対応した配慮(便の様子等を確認し、食事のやわらかさ、摂食時刻等についての配慮)、食物アレルギー等に対応した除去食など、きめ細やかな対応が重要であり、今後とも調理室の必要性は変わらないものと考えている。なお、規制改革推進会議第2次答申を受けて、平成15年度において、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室を兼用し、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう措置することとしている。 保育士及び幼稚園教諭の資格については、養成課程の整合性が図られるよう、平成14年度より保育士の養成課程を見直し、両資格を同時に取得しやすくなる措置を行ったところであり、また、幼稚園教諭資格所有者が保育士資格を取得しやすい方法について平成15年度中に検討することとしている。 保育内容については、幼稚園教育要領との整合性が図られるよう保育所保育指針を改定し、平成12年4月より施行されている。	C-1、D-1、F		C-1	1284070	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	保護者の就労形態等だけでなく子どもの育成環境を区分する現行の「幼稚園」「保育所」制度の撤廃・再構築
		保育所と幼稚園は、それぞれが整備充実を図る中で、地域の実情に応じた弾力的な設置・運営が可能となるよう連携を図っており、両制度の一元化ではなく、地域において全ての児童の健全育成を図るという観点から両者の連携を図る方向で施策を進めるべきと考えている。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	千代田区「1284070」への回答と同様	C、D-1、F		同上の回答と同様	同上の回答と同様	C-1、D-1、F			1137050	北海道東川町	幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針の緩和
		現行制度上、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となっている。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	千代田区「1284070」への回答と同様	C、D-1、F		同上の回答と同様	同上の回答と同様	C-1、D-1、F				1244030	宮城県東和町	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区
保育の実施に係る事務の教育委員会への委任	0900680	保育所入所事務の適正な実施等から、それに適した機関において実施すべきである。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	現行制度上、保育の実施に係る権限は、市町村長の管理する福祉事務所の長に限り、委任することができることとしているが、保育の実施に係る事務を行うに当たって、教育委員会に、福祉事務所における担当現業員の配置と同様、管内人口に応ずる所要の職員数が配置されること 福祉事務所と同様、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めることを条件として、当該権限を教育委員会に委任することを認める。 なお、この場合、市町村長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、当該市町村の教育委員会と協議して委任することとなる。	A				A		A	1406020	掛川市	保育一元化特区	保育所に関する事務事業の教育委員会への委任
施設の共用化の推進	0900700	同一敷地外の保育所と幼稚園において、児童の保育の実施に支障が生じない限り、いずれかの施設に児童が移動し合同活動を行うことは可能である。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形での幼保一元化について引き続き検討されたい。	同一敷地外の保育所と幼稚園において、児童の保育の実施に支障が生じない限り、いずれかの施設に児童が移動し合同活動を行うことは可能である。	D-1				D-1		D-1	1081010	丸岡町	子育て特区	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特選推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
補助制度の統一	0900710	従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。			F				F		F	1081010	丸岡町	子育て特区	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立
			1137010	北海道東川町			幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園、保育所の運営にかかる助成の一元化							
			1137020	北海道東川町			幼保一元化特区	幼保合築施設における保育所運営費保育単価における所長の設置基準の特例							
			1284050	千代田区			子育て特区(幼保一元施設設置)	幼保一元施設における「保育に欠ける」児童への保育所並み補助金交付							
			1202050	足立区			生活創造特区(教育・雇用分野)	民間企業が幼稚園における預かり保育を行う際の運営費国庫補助金の特例							
			1244020	宮城県東和町			幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	2.保育所に兄弟入所の場合軽減措置を幼稚園にも適用可能にすること。							
			1406010	掛川市			保育一元・幼保一元化特区	幼稚園及び保育園施設整備補助金交付対象者の拡大							

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例事項の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
調理施設設置要件の緩和	0900720	<p>子どもの食の状況が危機的に悪化する中、安全・衛生面はもとより、食事を通じて子どもの健やかな育成を図る観点から、きめ細やかな対応が重要であり、今後とも調理施設の必要性は変わらないものと考えている。</p> <p>なお、総合規制改革推進会議第2次答申を受けて、平成15年度において、余裕教室に保育所を設置する場合において、調理室を兼用するなど、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう措置することとしている。</p>	<p>調理室がなくても、外部委託において契約条件で決め細やかな対応を担保することで、実現できるのではないか、このような観点で検討し、回答されたい。</p>	<p>子どもの食の状況が危機的に悪化する中、安全・衛生面はもとより、食事を通じて子どもの健やかな育成を図る観点から、離乳食、体調不良の状況に対応した配慮(便の様子等を確認し、食事のやわらかさ、摂食時刻等についての配慮)、食物アレルギー等に対応した除去食など、きめ細やかな対応が重要であり、今後とも調理施設の必要性は変わらないものと考えている。</p> <p>なお、総合規制改革推進会議第2次答申を受けて、平成15年度において、余裕教室に保育所を設置する場合において、調理室を兼用するなど、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう措置することとしている。</p>	C		<p>提案者からの意見では「隣接の小学校の調理施設を有効活用することにより、きめ細やかな食事の対応が可能」とある。また、調理室がなくても、外部委託において契約条件で決め細やかな対応を担保することで実現できるのではないかと、これらの意見を踏まえ、調理施設設置要件の緩和について具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>子どもの食の状況が危機的に悪化する中、安全・衛生面はもとより、食事を通じて子どもの健やかな育成を図る観点や、離乳食、体調不良の状況に対応した配慮(便の様子等を確認し、食事のやわらかさ、摂食時刻等についての配慮)、食物アレルギー等に対応した除去食など、きめ細やかな対応が重要であり、今後とも調理施設の必要性は変わらないものと考えている。</p> <p>なお、総合規制改革推進会議第2次答申を受けて、平成15年度において、余裕教室に保育所を設置する場合において、調理室を兼用するなど、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう措置することとしている。</p>	C-1	C-1	1010010	長沼町	幼児の給食特区	保育所の調理室設備設置義務の緩和	
			長沼町「1010010」への回答と同様	長沼町「1010010」への回答と同様				同上の回答と同様	C-1		1202010	足立区	生活創造特区構想(教育・雇用分野)	児童福祉施設最低基準の緩和	
			長沼町「1010010」への回答と同様	長沼町「1010010」への回答と同様				同上の回答と同様	C-1		1102010	津島市	子育て支援特区	保育園の調理室及び調理員の必置規制の緩和	
認可基準(施設基準)の緩和	0900730	<p>土地の確保が困難な都市部等においては、保育所の付近にある一定の要件を満たす公園、広場、寺社境内等について、屋外遊戯場に代えて差し支えないものとしている。また、屋上を屋外遊戯場として利用することも認めているところであり、屋外遊戯場の面積要件を緩和することは適当でないと考えている。</p> <p>また、保育所の整備には、地域の状況を適切に把握することが重要であることから、認可を行うに当たった指標の一つとして待機児童の動向を掲げているものであり、各都道府県において、適切に対応すべき問題であると考えている。</p>	<p>提案内容が認められるものと解して良いか。</p>	<p>土地の確保が困難な都市部等においては、保育所の付近にある一定の要件を満たす公園、広場、寺社境内等について、屋外遊戯場に代えて差し支えないものとしている。また、屋上を屋外遊戯場として利用することも認めているところであり、対応可能と考えている。</p> <p>また、保育所の整備には、地域の状況を適切に把握することが重要であることから、認可を行うに当たった指標の一つとして待機児童の動向を掲げているものであり、各都道府県において適切に対応すべき問題であると考えている。</p>	D-1			<p>土地の確保が困難な都市部等においては、保育所の付近にある一定の要件を満たす公園、広場、寺社境内等について、屋外遊戯場に代えて差し支えないものとしている。また、屋上を屋外遊戯場として利用することも認めているところであり、対応可能と考えている。</p> <p>また、保育所の整備には、地域の状況を適切に把握することが重要であることから、認可を行うに当たった指標の一つとして待機児童の動向を掲げているものであり、各都道府県において適切に対応すべき問題であると考えている。</p>	D-1	D-1	1289010	熊谷市	子育て支援、男女共同参画支援特区	市街地再開発ビルに新設される「駅前保育所」の認可基準(屋外遊戯場、待機児童重要件)の緩和	
			長沼町「1010010」への回答と同様	長沼町「1010010」への回答と同様				同上の回答と同様	C-1		1075010	和泉村	過疎地域における教育、保育特区	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例事項の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
		保育所においては、建築物の二方向避難を確保する趣旨から、階段を二つ設けることとしている。平成15年1月の児童福祉施設最低基準の一部改正により、従前、認められていた屋外階段、傾斜路又はこれに準ずる設備に加えて、一定の基準を満たす屋内避難階段についても認めることとした。	提案にある施設についても、認められると解して良いか。	保育所においては、建築物の二方向避難を確保する趣旨から、階段を二つ設けることとしている。平成15年1月の児童福祉施設最低基準の一部改正により、従前、認められていた屋外階段、傾斜路又はこれに準ずる設備に加えて、一定の基準を満たす屋内避難階段についても認めることとした。 なお、避難路までの距離制限については、最低基準改正の際、専門家を含めて検討した結果、必要と判断したものであり、耐火性、耐震性を向上させたビル等であっても、児童の屋外までの避難に必要な安全性確保の観点から、当該要件は必要と考えている。	D-1, C				D-1, C			2190020			・児童福祉施設最低基準における保育所の内階段、外階段などの設置義務の見直し
認可基準(人員基準)の緩和	0900750	現行制度上、認可保育所において、児童の年齢・人数に応じて、必要な保育士数を配置することとしており、一定の経験を有する者が保育に従事すること自体を禁止しているものではない。保育サービスの質を維持・向上するためには、専門的な観点から保育がなされることが必要であり、保育士の有資格者の割合を緩和することは適当でないと考えている。また、無資格者を最低基準上の職員として認め、こうした施設に対して補助を実施することは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。			C, F				C, F		C-1	2190030			・児童福祉施設最低基準における保育士有資格者の定数緩和を緩和
			上尾市の提案では、「平成15年11月から保育は保育士の資格が要件となっているが時間外保育までこの資格要件があると、時間外保育のサービスができなくなる恐れがある。」との指摘がなされているが、時間外保育においても、保育士の資格が必要とされるのか、回答されたい。	現行制度上、認可保育所において、児童の年齢・人数に応じて、必要な保育士数を配置することとしており、一定の経験を有する者が保育に従事すること自体を禁止しているものではない。時間外の保育であっても、保育サービスの質を維持・向上するためには専門的な観点から保育がなされることが必要であり、保育士の有資格者の割合を緩和することは適当でないと考えている。 また、無資格者を最低基準上の職員として認め、こうした施設に対して補助を実施することは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。								1035010	上尾市	特認保育士「保育ヘルパー」特区	地方公務員法の臨時職員の保育士資格の緩和
運営費の賃借料への充当容認	0900760	現行制度上、社会福祉法人以外の主体であっても、建物の賃借料について、運営費の一定割合を充当することは可能である。			D-1				D-1		D-1	1202040	足立区	生活創造特区(教育・雇用分野)	保育所運営費国庫補助金使徒の明確化
土地・建物の賃借料の補助	0900770	従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。			F				F		F	1202070	足立区	生活創造特区(教育・雇用分野)	賃借方式による幼保園に対する家賃補助金の新設
												2190040			・施設を賃借して運営する民間法人の保育所に対する家賃補助の実施

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特選推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
地方自治体が行う乳幼児医療の助成措置に係る審査支払事務の社会保険診療報酬支払基金への委託の可能化	0900820	公的医療保険制度における一部負担金は、医療を受ける者と受け手との均衡を図るとの観点等から、受診者に一定の負担をしていただくという趣旨で設けられたものであり、地方公共団体による医療費助成措置は、こうした趣旨に反する。従って、助成部分の審査支払を社会保険診療報酬支払基金に委託させることは、公的医療保険制度における一部負担金の趣旨に反し、不適当。	自治体独自の制度が、現在の医療制度を否定するものとは言えないと考えられるので、委託させることができないか、検討し、回答されたい。	受診者に一定の負担をしていただくという一部負担金の趣旨に反することに変わりはなく、社会保険診療報酬の適正・公平な審査支払いを目的とする支払基金の業務に追加することはできない。また、一部負担金の減免により、医療費が増加し、政府管掌健康保険や健康保険組合など市町村以外の保険財政にも影響を与えることとなる。	C、F		提案者からの意見では「地方公共団体による医療費助成措置は、全国すべての自治体で導入されており、既に30年を超えて運用されてきている」、「国民健康保険法においては、条例または規則による一部負担金の減額は制度的に認められて」いるとあり、要望が実現できないか具体的に検討し、回答されたい。	医療保険制度における一部負担金は、医療を受ける者にコスト意識を持っていただくとともに、受診しない者との公平を図るため、一定の負担割合を定めているものである。 昨年の医療制度改革において、少子化対策の一環として医療保険制度においても可能な限りの施策を講じるとの観点から、3歳未満の乳幼児については2割負担としたが、定率の一部負担金をいただくという考え方を変更しているものではない。 健康保険法等では、自治体等が患者に対して一部負担金相当額を補助することを禁止しているわけではないが、乳幼児といった一定の年齢層の者の一部負担金を一律に減免することは、医療保険制度において一部負担金を設けている趣旨に沿うものとは言えない。 社会保険診療報酬支払基金は、医療保険制度の一翼を担う主体として、診療報酬の公平な審査、迅速な支払を全国的に行うことを目的として設置されている法人であり、以上のような医療保険制度の趣旨に沿わない業務を新たに追加することは困難であることをご理解いただきたい。	C、F	C-1	1445010	長野県	乳幼児公費負担医療化 特区	社会保険診療報酬支払基金の取扱い業務の範囲の緩和	
健康保険保養所の事業廃止後から売却までの間の賃貸借の容認	0900830	保養所の用途廃止後、売却までの間、賃貸借の必要性等について判断したうえで認める。平成15年度中に措置。			B				B		B-1	1307010	神戸市	六甲有馬観光特区	健康保険組合所有の遊休保養所の賃貸・転用・売買の容認
日本国内で受けた診療についての海外療養費を適用	0900840	海外療養費など療養費は、療養の給付を受けられない場合に、保険診療の範囲内の医療について支給されるものである。提案の内容は、国内において保険診療の対象となっていない医療を行った場合に海外療養費として支給するというものであり、療養費の支給要件を満たさず、保険給付の支給要件の拡大を求めるものである。			F				F		F	2118010	医療法人財団河北総合病院	丸の内における国際医療事業	海外療養費支給申請の国内への適用
診療録等の電子媒体による保存に係る費用について特定療養費制度の対象として患者負担を求めることの容認	0900850	医療機関内における診療録の電子保存は、患者の選択に基づくものではなく、また、患者に付加的なサービスを提供するものでないことから、特定療養費として患者に特別の費用の負担を求めることは適当でない。			C				C		C-1	1195020	仙台市	国際知的産業特区	診療録等の電子媒体による保存(電子カルテ)について費用への特定療養費(選定療養)適用制限(不適用)の撤廃
中国で認可された薬剤、新しい和漢薬製剤、漢方	090087	今般の薬事法改正により、医師主導により医薬品等を使用する臨床研究についても治験として取り扱うこととなったため、改正薬事法施行後は、このような臨床研究についても、保険診療と保険外診療の併用が可能となる予定である			R-1				R-1		R-2	1331020	具志川市・勝連町・与那城町	健康長寿産業振興特区	「特定医療費制度適用の拡大に関する特例について」

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
方剤の臨床研究等の特定療養費制度の対象化	0	なお、漢方製剤等の開発に係る医師主導による治療については、医薬品の種類に応じた円滑な実施が図られるよう、その適切な運用に努めてまいりたい。										1196010	富山県	くすり・バイオ研究産業集積特区	新しい和漢方製剤の臨床研究(治療とならないもの)への特定療養費の導入
保険適用されている漢方処方薬を構成する生薬の生薬単位での保険認定と、それらの生薬を加減した場合の保険適用	0900880	現行においても、漢方薬については生薬単位で保険収載しており、これらの生薬を処方した場合も保険適用されている。	生薬を加減した場合も、保険適用されると解して良いか。	生薬は生薬単位で保険収載されており、用量を調整して処方することは可能。	E				E		E	2049010	遼寧中医药大学	漢方生薬特区	保険認定漢方1490処方に関する生薬加減の保険適用化
ファックス及び電子メールを利用した再診への保険適用	0900890	診療については、適切な医療を確保するために、対面により行うことが望ましいが、緊急時の対応等の場合もあることからやむを得ない措置として、電話等による再診は既に認められているところ。一方、ファックス及び電子メールについては、適切な医療を確保する観点から適当でないと考える。なお、聴覚障害者については、緊急時に電話が利用できないことによりファックス及び電子メールを利用した再診にも保険適用が認められているところ。	FAX、電子メールが適当でないとする理由が示されていない。また、特区において先行実施できないか、検討し、回答されたい。	医療については、医師が適切に患者の心身の状況を把握し、診断する観点から対面を原則としている。こうした観点からすれば、ファックスや電子メールなど、患者の心身の状況を直接把握することが困難な手段による再診は適当でない。また、緊急時に往診等が受けられない場合には、電話等による再診がやむを得ず認められているところ。	C				C		C-1	1369010	三鷹市	情報技術活用・活力創出特区	ファックス及び電子メールを利用した再診への保険適用
いわゆる「混合診療」の解禁	0900900	保険診療と保険外診療の併用は、不当な患者負担の増大や安全性の確保等の観点から原則禁止しているところである。患者ニーズの多様化や医療技術の急速な進歩に対しては、特定療養費制度を活用することにより対応しており、平成14年4月より医療用具に係る治療を追加する等その対象については順次拡大してきているところ。また、薬事法改正に伴い、医師主導の臨床研究について特定療養費制度の対象とする予定である。	提案者の要望は、特定療養費制度ではなく、一般的に保険診療と保険外診療の併用をみとめるというものであり、特区において実現できないか、検討し、回答されたい。	不当な患者負担の増大や安全性の確保等の観点から保険診療と保険外診療の併用を一般的に認めることは適当でない。また、医療保険制度における保険給付の内容を特定の地域に限って変更することは、当該地域の地方公共団体の財政だけでなく、全国の保険者の財政に影響を与えることとなるため、適当でない。	D-1							1444010	長野県	混合診療解禁特区	「混合診療の禁止」の規制を緩和
		保険診療と保険外診療の併用は、不当な患者負担の増大や安全性の確保等の観点から原則禁止しているところである。患者ニーズの多様化や医療技術の急速な進歩に対しては、特定療養費制度を活用することにより対応しており、平成14年4月より医療用具に係る治療を追加する等その対象については順次拡大してきているところ。また、薬事法改正に伴い、医師主導の臨床研究について特定療養費制度の対象とする予定である。	提案者の要望は、特定療養費制度ではなく、一般的に保険診療と保険外診療の併用をみとめるというものであり、特区において実現できないか、検討し、回答されたい。	不当な患者負担の増大や安全性の確保等の観点から保険診療と保険外診療の併用を一般的に認めることは適当でない。また、医療保険制度における保険給付の内容を特定の地域に限って変更することは、当該地域の地方公共団体の財政だけでなく、全国の保険者の財政に影響を与えることとなるため、適当でない。	D-1	提案者からの意見では「医療技術の進歩がめざましい現在において、当該制度(特定療養費制度)による迅速な対応は、困難」、「患者のニーズにより、既に国際標準となっているが、公的保険で認められない製剤や手術法などが一部でも用いられた場合には、通常行われる診察や検査といった一連の診療が、すべて保険外診療として扱われ、全額自己負担となり、患者に著しい負担をもたらしている」、「治療に係る審査は、従来からそのスピード(具体的に必要症例数が示されていない)や方法(歯科材料にも医薬品と同様、効能・効果を要求している)の点で問題が多い」とある。これらを踏まえ、現行の特定療養費制度ではなく、一般的に保険診療と保険外診療の併用を認めることについて、具体的に検討し回答されたい。		C-1		C-1	2134050	東京医科大学歯科大学歯学部附属病院	「歯学総合医療センター」特区	新技術および新材料について保険診療での自由な使用の容認	
	0900920	保険診療と保険外診療の併用を行うことについては、不当な患者負担の増大を防止するなどの観点から原則禁止しているところであり、一連の診療行為の中で、保険診療と保険外診療の代替医療を行い、これに対して特定療養費制度の適用を求めることは、財政措置を求めるものである。	提案者の要望は、「高度先進医療を実施するにあたり、その前後において代替医療を行うとき、この一連の診療行為を混合診療とみなさない。」というものであり、これを踏まえ実施が可能かどうか検討し、回答されたい。	御指摘の代替医療の内容は明らかではないが、いわゆる「代替医療」については、安全性、有効性が確立された保険診療にふさわしい療法とは考えられず、これを保険診療と併用することは、不当な患者負担の増大や安全性の確保等の観点から適当ではない。また、医療保険制度における保険給付の内容を特定の地域に限って変更することは、当該地域の地方公共団体の財政だけでなく、全国の保険者の財政に影響を与えることとなる。	F							2118040	医療法人財団河北総合病院	丸の内に於ける国際医療事業	高度先進医療と代替医療による統合医療の実施

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
特定機能病院の病床数の下限の引き下げ	0900950	200床以上の病床を有する医療機関における初診・再診については、医療機関間の機能の連携・分担を促進する観点から特定療養費制度の対象として認められているところである。提案は、この特定療養費制度の支給要件を緩和し、保険給付の対象の拡大という財政措置を求めるものである。	病床数200床に満たない医療機関でも、特区において保険の範囲内で選定医療を行うことが可能となるよう検討し、回答されたい。	200床以上の病床を有する医療機関における初診・再診については、大病院とその他の医療機関間の機能の連携・分担を促進する観点から特定療養費制度の対象として認められているところである。提案は、この特定療養費制度の支給要件を緩和し、保険給付の対象の拡大という財政措置を求めるものであり、また、当該地域の地方公共団体の財政だけでなく、全国の保険者の財政に影響を与えることとなるため、適当でない。	F	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院の意見では「提案の趣旨は保険給付の対象の拡大を求めることにあるのではなく、当院のセカンド・オピニオン機能を活性化し、患者本位の医療を達成しようとするもの」、「当院に通院する患者の約2～3割は一般の歯科診療所に対応できるもので、また歯科大学附属病院で200床以上の病床数を有する医療機関は皆無で、医科と歯科との公平性という観点からも当該要件緩和が求められる」とあり、これを踏まえ具体的に検討し、回答されたい。	歯科診療においては、本来、医療機関の規模にかかわらず、外来機能が中心であり、入院は口腔外科の領域に限られており、医科診療のように、入院機能を重視し、外来患者の集中を是正しなければならないという医療政策的な必要性は薄く、歯科の初・再診料について特定療養費の対象とし、特別の患者負担を求める合理的な理由に乏しい。 また、歯科大学附属病院は、臨床教育機能を十分に果たしていくことが求められており、歯科の本来機能である外来やプライマリケアに係る患者の流れを制限するような措置は必ずしも適当ではない。 このように、歯科診療においては、医科診療とは、医療政策上の事情が異なっており、初・再診の特定療養費については適当ではないと考える。 なお、200床以上の病床を有する医療機関における初診・再診については、紹介状を持たずして当該医療機関を訪れた場合に特別の患者負担を求めるものであるが、セカンドオピニオンは、紹介状を持たずして別の医療機関において意見を求めることが一般的であり、200床以上の病床を有する医療機関における初診・再診に係る特定療養費制度がセカンドオピニオンを活性化するものとは考えていない。	C-1		C-1	2134060	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院	「歯学総合医療センター」特区	初診・再診に係る選定療養に関して、歯学部附属病院への適用拡大	
特定機能病院の病床数の下限の引き下げ 高度医療機関における病床数の増加に関する協議と同意から届け出制への変更	0901460	特例病床数の決定にあたり、届出制として文部科学大臣のみの判断によることとするは次の理由から困難であり、厚生労働大臣による同意が不可欠である。 (1) 適正な医療提供体制の確保という医療計画の目的からすれば、要望があるように国立の医療機関のみについて特例を認め、民間医療機関よりも規制を緩和する理由はないこと。 (注) 国立以外の医療機関については、特例病床の性質上、一律にその算定基準を定めることは困難である一方、全国において統一的に特例病床数を決定する必要があることから、都道府県のみ判断ではなく厚生労働大臣の同意を求めているところ。 (2) 特例病床数の決定に当たっては、厚生労働省が都道府県の意見を聴取した上で、地域における適切な医療提供体制といった観点から病床数等を判断する必要があること。	提案は、先端的医療を迅速に臨床応用できるようにするため病床数を弾力的に増減するというものであり、特区において実現できないか、検討し、回答されたい。	高度先進医療に係る特定の病床の特例の認可に当たっては、以下の理由から、国立大学附属病院についても、他の医療機関と同様に、厚生労働大臣の同意が不可欠であり、文部科学大臣の判断のみによる届出制とすることはできない。 (1) 病床の特例の認可に当たっては、限られた医療資源の偏在が生じることなく、地域における必要な医療が確保されるよう、厚生労働大臣が、都道府県からその必要性について意見を聴取した上で、判断する必要があること (2) 当該判断に当たっては、厚生労働大臣が、全国において統一的に病床数を判断することが不可欠であること ご指摘の「先端医療を迅速に臨床応用できるようにするため病床数を弾力的に増減する」との提案については、迅速に臨床応用するのであれば、既存の病床を利用すべきであって、適正な医療提供体制の確保という医療計画の目的からすれば、国立の医療機関のみについて特例を認め、民間医療機関よりも規制を緩和する理由はない。	C				C		C-1	2134020	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院	「歯学総合医療センター」特区	高度医療期間における病床数の増加に関する協議と同意から届け出制への変更

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
介護保険の住所地特例の対象拡大	0900990	在宅サービスについては、自宅に居住して受けるサービスであることから、介護保険施設に入所してサービスを受ける場合と区別して、住所地特例の適用対象としていないところ。 提案のように、自宅に居住して受けるサービスについてすべて住所地特例を適用することは、外部の市町村から当該市町村に転居した被保険者の給付費についても、外部の市町村が負担することとなり、ひいては外部の市町村の保険財政・保険料にも影響を与えるため、困難である。	貴省の回答では、在宅サービスやグループホームでのサービスの場合と介護保険施設に入所して受けるサービスに差を設ける合理的な理由が示されていない。提案の趣旨を踏まえ、特区において実現できないか検討し、回答されたい。	1.介護保険制度に住所地特例が設けられた理由 旧措置時代には、特別養護老人ホームに入所させるのは市町村の権限であり、決定者である措置市町村が費用負担する仕組みとなっていたため、施設の所在地にかかわらず費用負担していたという経緯があったこと。 かつては、施設の不足から、近隣の市町村が自分の住民の入所枠を確保するため、他市町村の施設の整備費についても助成を行っていたという実態もあったこと。 施設所在地に要介護者が集中するため、施設のある市町村の介護保険財政に影響を及ぼすことへの配慮。 などを踏まえ、特例として入所前に住所があった市町村が費用負担する仕組みとしている。 2.このように、住所地特例制度とは、要介護者を抱える市町村が、その住民を他市町村の介護保険施設に委ねるに当たって、介護に係る費用を負担する考え方に由来する仕組みである。 3.ご提案の件については、すぐに介護を要しない状態にある方が、通常の老人向け住宅に転居するケースであり、転居後一定期間経ってから、介護サービスを必要とする状態になった際に、以前住所を有していた市町村に費用負担を求めることは不合理であるので、その市町村が費用負担するべきものである。	C		大都市では施設や高齢者住宅等が不足する一方で、施設等の設置が可能な地域もあり、これらの地域が連携して住所地特例を認める場合には、特例を認めるべきではないか、具体的に検討し回答されたい。 また、回答中「施設所在地に要介護者が集中するため、施設のある市町村の介護保険財政に影響を及ぼすことへの配慮。」については、グループホームにも同様に当てはまると考えられるため、グループホームへの住所地特例の適用を具体的に検討し回答されたい。	(介護保険)名護市、千葉県 1.介護保険施設については既に住所地特例の対象である。 2.高齢者住宅については、転居者はすぐに介護を要する状態にある方は限らず、自立の状態にある方が、転居後一定期間経ってから、介護サービスを必要とする状態になった際に、以前住所を有していた市町村に費用負担を求めるというものは不合理であるので、その市町村が費用負担するべきものである。 3.グループホームについては、 (1)介護保険施設ではなく、少人数で共同生活を営む住居であるので、グループホーム所在市町村が費用負担を行うことが基本であり、住所地特例を適用することについては慎重に考えるべきである。 (2)また、ご提案の件については、給付と負担の関係がグループホームの所在市町村内で完結せず、グループホームにかかる費用負担を外部の市町村に転嫁することとなるため、その面からも実施は困難であると考えられる。なお、県内の市町村についても、市町村間の財政負担に関わる問題であることから、あらかじめ関係市町村の合意を得ることが前提であると考えられる。	C		C-1	1016010	名護市	リタイアメントコミュニティ特区	介護保険の被保険者に関する住所地特例の緩和
		<介護保険> GHについては、介護保険制度上居宅として位置付けており、住所地特例制度の対象外となっている。 現在、一部地域において、GHの孤立による介護給付費の増加が懸念となっているケースもあることから、関係者からの要望があることについては認識しているところであり、今後法律改正の検討の場で、議論されるものとする。 なお、この件については、GHのある市町村のみならず、それ以外の市町村の保険財政、保険料にも影響を与えることから、全国的な視点から、慎重に検討すべきであると考えている。 <国民健康保険> 国民健康保険の適用は、住所地主義を採用しているが、特別養護老人ホームや病院等の施設が集中する市町村においては、その国民健康保険財政が圧迫されることから、一定の施設類型に入所している者については、あくまで特例として住所地特例の対象としている。 痴呆性高齢者グループホームについては、少人数を対象とした居宅サービスであり、かつ、入所者の医療ニーズも上記の施設類型に比べれば高くないことから、果たして住所地特例を適用しなければならぬ程度の市町村国保財政への影響があるかは疑問。 また、提案の件については、給付と負担の関係がGHの所在市町村内において完結せず、その市町村での医療費について、外部の市町村に負担を転嫁することとなるため、実施は困難であると考えられる。なお、県内の市町村についても、市町村間の財政負担に関わる問題であることから、あらかじめ全市町村の合意を得ることが前提であると考えられる。	貴省の回答では、在宅サービスやグループホームでのサービスの場合と介護保険施設に入所して受けるサービスに差を設ける合理的な理由が示されていない。提案の趣旨を踏まえ、特区において実現できないか検討し、回答されたい。	(介護保険) 1.介護保険制度に住所地特例が設けられた理由 旧措置時代には、特別養護老人ホームに入所させるのは市町村の権限であり、決定者である措置市町村が費用負担する仕組みとなっていたため、施設所在地にかかわらず費用負担していたという経緯があったこと。 (国民健康保険) 国民健康保険の適用は、住所地主義を採用しているが、特別養護老人ホームや病院等の施設が集中する市町村においては、その国民健康保険財政が圧迫されることから、一定の施設類型に入所している者については、あくまで特例として住所地特例の対象としている。 痴呆性高齢者グループホームについては、少人数を対象とした居宅サービスであり、かつ、入所者の医療ニーズも上記の施設類型に比べれば高くないことから、果たして住所地特例を適用しなければならぬ程度の市町村国保財政への影響があるかは疑問。 また、提案の件については、給付と負担の関係がGHの所在市町村内において完結せず、その市町村での医療費について、外部の市町村に負担を転嫁することとなるため、実施は困難であると考えられる。なお、県内の市町村についても、市町村間の財政負担に関わる問題であることから、あらかじめ全市町村の合意を得ることが前提であると考えられる。	C		(国民健康保険)千葉県 地域住民の相互扶助により成り立つ国民健康保険の適用は、原則、住所地主義を採用しているが、特別養護老人ホームや病院等の施設が集中する市町村においては、その国民健康保険財政が圧迫されることから、これらの施設に入所している者については、住所地特例の対象としている。 痴呆性高齢者グループホームについては、入所者が少人数であり、他の施設類型に比べれば医療ニーズが必ずしも高くないことから、市町村国保財政への影響がどの程度あるかは疑問である。 また、提案の件に関しては、外部の市町村に負担を転嫁することとなり、県内の市町村についても、市町村間の財政負担に関わる問題であることから、あらかじめ全市町村の合意を得ることが前提であると考えられる。	C		C-1	1268010	千葉県	健康福祉千葉特区	痴呆高齢者グループホーム設置促進のため介護保険法第113条及び国民健康保険法第116条の2の住所地特例対象施設の拡大	
歳入の徴収又は収納の委託に関する地方自治法施行令の緩和(介護保険料、保育料)	901000	本件は全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討したいと考えている。なお、介護保険法の改正が必要な事項であるため、特区法の改正とあわせて介護保険法の一括改正をお願いしたい。	介護保険法の改正は、今通常国会に提出することを想定しているのか、	現在、介護保険法の改正については、制度施行後5年を目途として検討中であり今通常国会において個別に介護保険法の改正を行うことは予定していない。 このため、今回の提案を速やかに実現するためには、特区法における一括改正による対応が必要である。	B-1				B-1			1105010	大阪府羽曳野市	介護保険料収納円滑特区	私人による介護保険料の収納事務の容認
				保育料の徴収事務については、その取り扱いが都道府県又は市町村の職員に限られていたが、法令改正により、その取り扱いを私人に委託等できる方向で検討したいと考えている。また、保育料については、全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討する。 なお、児童福祉法の改正が必要な事項であるため、特区法の改正とあわせて児童福祉法の一括改正をお願いしたい。	B-1				B-1			C-2			

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置 の分類」	「措置 の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	「措置 の分類」 の特区推 進室の 判断	提案事項コー ド	提案主体名	特区構想名	規制の特例 事項(事項 名)
歳入の徴収又は 収納の委託 に関する地方 自治法施行令 の緩和(国民健 康保険料)	901001		本提案につき、総務省より保育料等負担金及び介護保険料等保険料等の公金の扱いについては、厚生労働省に検討していただきたいとのことなので、検討し、回答されたい。	介護保険料については、全国的に対応すべき事柄であり、その方向で検討したいと考えている。 なお、介護保険法の改正が必要な事項であるため、特区法の改正とあわせて介護保険法の一括改正をお願いしたい。	B-1				B-1			1359010	新座市	公共料金 支払窓口 拡大特区	歳入の徴収 又は収納の 委託に関す る地方自治 法施行令の 緩和
				国民健康保険料については、平成15年4月より、厚生労働大臣が指定する市町村において、徴収事務の私人委託を可能とする。(地方自治法第243条の特例、国民健康保険法第80条の2)	D-1			D-1	D-1						
65歳未満の身体 障害者による介 護保険法の短期 入所生活介護の 利用容認	090101 0	特区ではなく全国的に、15年4月以降においても当該通知の内容を継続する方向である。			E				E		E	1106010	弥富町	生活福祉 関連特区	「高齢者と身 体障害者に 係る短期入 所事業の相 互利用の容 認」
小規模特別養護 老人ホームの設 置・運営法人の 拡大	090102 0	・規模の大小によって、特別養護老人ホームの設置主体の取扱いに差異を設けることには合理的な理由はない。 ・特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてPFI方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところであり、今回のご提案については、この特例措置を活用することにより対応可能である。	提案者の要望は、50人以下の小規模な特別養護老人ホームを設置できるようにすること。PFI方式、公設民営方式によらず株式会社が特別養護老人ホームの経営に参入できるようにすることであり、特区において実現できないか検討し、回答されたい。	特別養護老人ホームの入所定員については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)」において、20人以上(入所することを目的とする他の社会福祉施設等に併設する場合にあっては、10人以上)と規定されており、当該基準に適合する範囲においては、ご提案にある50人以下の「小規模な特別養護老人ホーム」を設置することは現行制度においても可能である。 特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてPFI方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところである。これは、特別養護老人ホームが、寝たきりや痴呆などの要介護高齢者が長期間にわたって入所し、介護サービスを受けるための施設であることから、こうした利用者の保護を図るために、自治体が一時的な関与を行うことのできる方式に限り、特区において試行的に、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることとしたものである。 ・今回のご提案は、この特例措置の効果・影響を評価することなく、「PFI方式、公設民営方式によらず株式会社が特別養護老人ホームの経営に参入できるようにすること」を求めているものであり、認められない。	D-2		提案者からの意見では「都道府県において実施している社会福祉法人への指導・監査及び解散時の営業の継承等を、特区の自治体が同様の役割を株式会社に対して行うことを制度化することで可能」、「50人以下の特別養護老人ホームであれば、万が一の場合でも、特区において比較的スムーズに対応可能」、「民設民営」が目指すところは、建設費補助などの自治体の公費負担をできるだけ少なく抑え、利用者負担を可能な限り低額に設定し、スピーディーに施設を設置することで、特養の入所待ち解消を達成する」とあり、これを踏まえ具体的に検討し、回答されたい。		D-2		C-3	1201020	足立区	生活創造 特区(福 祉・雇用分 野)	小規模特別 養護老人 ホームの設 置・運営法 人の拡大
			・特別養護老人ホームについては、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で、特区においてPFI方式又は公設民営方式の下で、株式会社等による運営を認めることとしたところであり、今回のご提案については、この特例措置を活用することにより対応可能である。				D-2	I						2031010	株式会社 ゼクスコ コミュニ ティ

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
株式会社による小規模特別養護老人ホーム設置の際の施設整備費補助金の特例	0901030	・老人福祉法においては、社会福祉法人が特別養護老人ホームを設置する場合、施設整備費を国庫補助の対象としている。 ・今回のご提案は、このような財政措置を株式会社で設置する「小規模特別養護老人ホーム」に拡大するものであり、従来の補助制度の拡充に該当するものであるため。			F				F		F	1201030	足立区	生活創造特区(福祉・雇用分野)	株式会社による小規模特別養護老人ホーム設置の際の施設整備費補助金の特例
知的障害者が介護保険法による痴呆性高齢者グループホームを利用できるよう、当該グループホームを知的障害者地域生活援助事業所に指定するための指定基準の緩和	0901050	痴呆性高齢者グループホーム及び知的障害者グループホームについては、提供されるケアの内容、支援の目的が著しく異なるものであり、また、痴呆性高齢者及び知的障害者を混合処遇することについては、かえって、両者に悪影響を及ぼす恐れがあることから、認められない。			C		提案者からの意見では「通所デイケアで混合処遇の成功例がみられることから、夜間のケアに配慮することにより対応可能」、「介護者には知的障害者へのケアの方法について研修を行う」、「知的障害者の入所者は比較的高齢で軽度の障害者に限定し、その人数は2人程度とする」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。		C		C-1	1268020	千葉県	健康福祉千葉特区	知的障害者地域生活支援のため指定居宅事業者の指定基準の緩和
指定介護老人福祉施設の構造設備基準の簡素化	0901060	・介護保険制度は、全国の被保険者から徴収している保険料と公費を財源として、全国的に保険給付の対象としてふさわしいものを法定サービスとしているところであり、特別養護老人ホーム以外の施設が提供するサービスも指定介護老人福祉施設のサービスとして認めることは困難である。 ・また、現行制度において、有料老人ホーム、ケアハウス、生活支援ハウス等においては、経営主体の法人格の種類に制限を設けておらず、又、これらは自立高齢者から要介護高齢者まで、利用者の状況に応じた様々な介護サービスの提供が可能であり、これらを活用することによって、利用者を要介護高齢者に制限しない施設を創るというご提案は実現可能である。	志木市の提案は、地域の実情を熟知している地方公共団体が定めた独自の基準にもとづく施設について、特別養護老人ホームに加えて指定介護老人福祉施設を対象とするというものであり、特区において実現できないか検討し、回答されたい。		D-1		提案者は、「特別養護老人ホームの現行設置基準は多額の建設コストが必要であり、急激な高齢化と厳しい財政を考えると、静養室、医務室、機能訓練室等を不要とすべき。」と言っているが、これについて具体的に検討し、回答されたい。		(1)についてはB-1		B-1	1321010	埼玉県志木市	志木市型高齢者福祉施設	指定介護老人福祉施設に関する指定要件の追加
指定介護老人福祉施設に関する指定要件の追加	0901061								(2)についてはD-1		C-1				

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例事項の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
養護老人ホームの株式会社等への管理委託	0901070	・「公の施設」の管理委託に係る地方自治法の改正の動向を見極めながら、全国的に対応する方向で検討する。			B-1				B-1		B-1	1327010	益田市	養護老人ホームの民間委託特区	老人福祉法第15条第1項～5項、国、都道府県、市町村、社会福祉法人以外の老人福祉施設の設定
介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の指定申請を一本化、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の二つの事業の総定員を定員とすることの容認	0901080	特別養護老人ホームの空床をショートステイ床として活用することとともに、ショートステイ床についても、当該ショートステイ施設の50%の範囲内であることなど、一定の要件の下、特別養護老人ホームのベットに転換することを認めており、ショートステイ床を特別養護老人ホームのベットに転換した上で、空床利用型として変更申請を行えば、対応可能である。	提案者の要望は、「介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の指定申請を一本化し、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の二つの事業の総定員を定員とすること。」であり、これを踏まえ再度検討し、回答されたい。	前回回答の短期入所生活介護の空床利用型とは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の空床について、ショートステイ床として活用するものである。 この場合には、介護老人福祉施設の定員が介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の両事業の総定員として取り扱われることとなり、ご提案の内容については、この現行制度の活用により対応が可能である。	D-1				D-1		D-1	1408010	掛川市	入所待機早期解決・介護サービス推進特区	介護老人福祉施設が指定短期入所生活介護事業者を営業者とする場合における、介護老人福祉施設指定短期入所生活介護事業者の指定。
特別養護老人ホーム新規開設における個室対応の一部除外	0901090	・老人福祉法に基づく基準省令においては、居室の定員を4人以下とする従来型の施設も認められているところ。 ・また、国庫補助制度において、小規模生活単位型特別養護老人ホームのみならず、従来型用の補助も残しているところ。 ・国庫補助採択において、小規模生活単位型特別養護老人ホームを優先するという取扱いは、小規模生活単位型特別養護老人ホームの普及を促進するという政策的観点に立った奨励策であり、規制に該当しない。			E	-			E		E	1408020	掛川市	入所待機早期解決・介護サービス推進特区	特別養護老人ホーム新規開設における個室対応の一部除外
介護保険の給付対象となる福祉用具貸与及び福祉用具購入種目の拡大	0901100	介護保険制度は、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しており、全国の被保険者から徴収している保険料及び公費を財源として運営されている。このため、介護に特有のサービスであり、全国的に保険給付の対象としてふさわしいものを法定サービスとしているところである。 一方、地域独自の事情により、法定外のサービスが必要となる場合は、市町村の判断により、市町村特別給付の枠組みによって、当該市町村の被保険者を対象に、独自の給付を行うことができることとされている。 また、福祉用具貸与及び福祉用具購入の対象種目については、福祉用具の開発状況等を踏まえ、柔軟に対応することとしている。			D-1				D-1		D-1	1447050	長野県	テクノリージョン特区	介護保険給付の対象となる福祉用具の認定基準の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
介護保険施設の設置規制の都道府県を越えた弾力化(大都市圏の定員について、一部圏域外設置の容認)	0901110	・大都市の要介護高齢者を受け入れるための施設を設ける場合、当該施設については、特定の地域の住民に限って入所を認めるという制限を設けることになるが、これは利用者の自由な選択によってサービスを選ぶことができるという介護保険制度の理念に反し、認めることはできない。	提案者の要望は、「介護保険施設の設置規制の都道府県を越えた弾力化(大都市圏の定員について、一部圏域外設置の容認)」であり、これを踏まえ具体的に検討し、回答されたい。	・ご提案の「大都市圏の定員について、一部圏域外設置の容認」は、大都市の要介護高齢者を受け入れるための施設を、当該大都市の存する圏域外に設けることを意味しており、この場合、当該施設については、その所在地や周辺の住民の入所は排除し、他の特定の地域(大都市)の住民に限って入所を認めるという制限を設けなければならないことになる。これは、新しい規制を設けるものであり、認められない。	C		大都市圏の施設待機者を解消するためには、介護保険施設又はこれと同等の機能を持つ施設等を大都市圏以外の地域に整備することが考えられるが、これについて具体的に検討し、回答されたい。	・介護サービスの基盤整備については、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるように在宅サービスの充実に努めることを基本とし、これと併せて 自宅での生活が難しくなった場合でも住み慣れた地域の中で居所を移して在宅サービスを受けながら自立した生活を継続することができる場としてのグループホームやケアハウス等の整備を進め、さらに、在宅これらの施設で暮らし続けることができない人のために特別養護老人ホーム等の施設の整備を進めることとしており、現在、各自治体において、このような考え方に沿って第2期介護保険事業計画を策定しているところである。国としては、これに沿った取組について、必要な支援を行っていくこととしている。 (1)ご提案の「大都市圏の定員について、一部圏域外設置の容認」は、大都市の要介護高齢者を受け入れるための介護保険施設を、当該大都市の存する圏域外に設けることを意味しており、この場合、当該施設については、その所在地や周辺の住民の入所は排除し、他の特定の地域(大都市)の住民に限って入所を認めるという制限を設けなければならないことになる。これは、新しい規制を設けるものであり、認められない。 (2)一方、特定施設入所者生活介護の指定を受けたケアハウスや有料老人ホームなどは、介護報酬の支払いを受けて、介護サービスを提供することが可能であり、かつ、都道府県の計画において、必要入所定員総数を定める仕組みにもなっていないことから、これらを活用することにより、ご提案の趣旨は実現可能である。	(1)については C-1 (2)については D-1	C-1	2009020	社会福祉法人白寿会	21世紀型ふるさと安心健康タウン構想	介護保健施設の設置規制の都道府県を越えた弾力化(大都市圏の定員について、一部圏域外設置の容認)	
介護保険の保険給付対象へのブレイクア(遊び)の追加	0901130	介護保険制度は、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しており、全国の被保険者から徴収している保険料、及び公費を財源として運営されている。このため、介護に特有のサービスであり、全国的に保険給付の対象としてふさわしいものを、法定サービスとしているところである。しかしながら、地域独自の事情により、法定外のサービスが必要となる場合は、市町村の判断により、市町村特別給付の特組みによって、当該市町村の被保険者を対象に独自サービスを提供することができることとされている(介護保険法第62条)。したがって、提案の件については、提案者の趣旨に賛同する市町村があった場合、当該市町村に住所を有する被保険者を対象として、市町村特別給付の特組みにより、対応することが可能である。			D-1				D-1	D-1	2092010	㈱バンダイ	高齢者の笑顔あふれるプレイケア特区	介護保険法における介護給付項目制限の緩和	
有料老人ホーム等運営に公益法人等が進出出来る条件の緩和	0901150	老人福祉施設等の規制の緩和については、具体的に何を要望しているのか不明であるが、既存の建物を改修して、老人福祉施設等に活用することは、各々の施設の構造設備基準を満たしていれば、現行制度でも可能である。 社団法人による施設運営については、特別養護老人ホームの場合は、昨年12月に成立した構造改革特別区域法で特区においてPFI方式又は公設民営方式の下で、民間事業者による運営を認めることとしたところであり、この特別措置を活用することにより対応可能である。 また、その他のサービスについては、現行制度においても社団法人による施設運営は可能である。			D-1 D-2				D-1 D-2	D-1	2156010	社団法人福島県建設業協会	有料老人ホーム、ショートステイ、グループホーム、デイサービス等の規制を緩和し、高齢者介護及び高齢者の健康増進を図るため、小・中学校校舎及び公民館・集会所等の空教室・空スペースを社団法人が廉価に使用できるよう規制を緩和する特区	有料老人ホーム等運営に公益法人等が進出出来る条件の緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
余裕教室を利用した公立学校によるデイサービスの実施の容認	0901160	介護保険法における通所介護については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たしていれば、学校等の身近な社会資源(既存施設)を活用して、実施することが可能である。			D-1				D-1		D-1	2159010	QOL研究所ひまわり	21世紀型モデルタウン構想	介護保険事業法
社会福祉施設等の医療業務への労働者派遣の禁止解除	0900340	医療の提供等人的生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・病院・診療所等への医療関係業務の労働者派遣を容認することは、チームとして医療を提供する中で、その構成員による互いの能力把握や意思疎通が不十分となり、患者の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるため、慎重な検討が必要。	医療の提供等人的生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・病院・診療所等への医療関係業務の労働者派遣を容認することは、チームとして医療を提供する中で、その構成員による互いの能力把握や意思疎通が不十分となり、患者の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるため、慎重な検討が必要。								B-1				
医療機関の医療業務への労働者派遣の禁止解除	0900341	医療分野の労働者派遣規制については、今年度中に、社会福祉施設等において派遣を解禁する政令改正を行う方向で検討している。	医療分野の労働者派遣規制については、今年度中に、社会福祉施設等において派遣を解禁する政令改正を行う方向で検討している。 ・医療機関における医療関係業務に対する派遣の可否については、平成16年度中に検討し、結論を得ることとしている。	B-1, C		提案者からの意見では「地方の医療機関での人材確保は、短時間での対応が難しい状況にあり、医療現場では大変苦慮」、「派遣医師の人事権など医局の都合に左右される」、「地域の病院における医師は、大学病院の医局から派遣されていることが多く、適切な体制さえ整備されていれば、派遣されている医師においても、現状として、チームとしての医療が十分提供されている」とある。 これらの意見を踏まえ、以下の点について具体的に検討し、回答されたい。 派遣といっても、そもそも有資格者が対象であり、その技量等はあらかじめ病院等で指定可能 「平成16年度中に検討」では、結論・実施時期も明確でないため、特区において先行的に実施すべき 毎年度、特区推進本部の評価委員会において、派遣労働者が原因で患者の生命、身体に危機が及ぶような事態が生じたかについて評価を実施		B-1, C		C-2	1454010	長野県	医療業務への労働者派遣特区	医療業務への労働者派遣の禁止解除	
医療法人の余裕資産(土地)の一部を認可保育園開設の為に貸与することの容認	0901180	特別医療法人について、業務範囲の拡大を行う。(平成15年度中)			B-1				B-1		B-2	2094010	財団医療法人 巻石堂病院	財団・医療法人の認可保育園の開設の為に資産貸与の特例	財団・医療法人の余裕資産(土地)の一部を認可保育園開設の為に提供すること。
地域医療支援病院の認定基準(紹介率)の緩和	0901190	地域医療支援病院紹介率の基準緩和により、診療報酬支払額が増加することとなるため「従来型の財政措置を講じない」とする基本方針の趣旨に準じて取り扱う。	提案者の要望は、「地域医療支援病院の認定基準のうち、紹介率の緩和を行うことにより、患者へのサービスが向上し、医療施設が充実する」というものであり、これを踏まえ再度検討し回答されたい。		F		提案者の要望は従来型の財政措置を求めるものではなく、地域医療支援病院の現行の認定基準が厳しいために、地域に認定病院がないことを問題とするものであり、これを踏まえ、特例を認められないか具体的に検討し、回答されたい。		F		C-1	1192010	岐阜市	地域医療支援病院認定特区	地域医療支援病院の認定による患者へのサービスの向上と医療施設の充実

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)		
医師以外の医療関係者による医療行為の容認(ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為)	0901200	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。痰の吸引行為は、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある医療行為に該当するため、無資格者に行わせることは不適当。 ・ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為の可否については、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、検討し、年度末までに結論を得ることとしている	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体、安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 ホームヘルパーが、痰の吸引行為について、適切な知識、技能を獲得する機会を得ることによって、当該行為を行うことは可能と考えるが、特区で実現できないか、検討し、回答されたい。	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。痰の吸引行為は、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある医療行為に該当するため、無資格者に行わせることは不適当。 ・ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為の可否については、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、検討し、年度末までに結論を得ることとしている。	C								1311010	熊本県	福祉コミュニティ特区	ホームヘルパーによる実施可能な身体介護の拡大	
		・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。痰の吸引行為は、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある医療行為に該当するため、無資格者に行わせることは不適当。 ・ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為の可否については、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、検討し、年度末までに結論を得ることとしている	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体、安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 ホームヘルパーが、痰の吸引行為について、適切な知識、技能を獲得する機会を得ることによって、当該行為を行うことは可能と考えるが、特区で実現できないか、検討し、回答されたい。	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。痰の吸引行為は、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある医療行為に該当するため、無資格者に行わせることは不適当。 ・ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為の可否については、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、検討し、年度末までに結論を得ることとしている。 ・御指摘の行為については、個々の患者の状態によっては、医療行為に該当しないものもあると考える。個々の事例が医療行為に該当するか否かは、個々の事例に即して個別具体的に判断するものである。	C、D-1									1464010	福井県鯖江市	福祉コミュニティ特区	ホームヘルパーによる実施可能な身体介護の拡大
		・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・痰の吸引行為は、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある医療行為に該当するため、無資格者に行わせることは不適当。 ・ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為の可否については、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、検討し、年度末までに結論を得ることとしている	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体、安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 ホームヘルパーが、痰の吸引行為について、適切な知識、技能を獲得する機会を得ることによって、当該行為を行うことは可能と考えるが、特区で実現できないか、検討し、回答されたい。	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・痰の吸引行為は、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある医療行為に該当するため、無資格者に行わせることは不適当。 ・ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為の可否については、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、検討し、年度末までに結論を得ることとしている	C							C-2		1451010	長野県	医療的ケアを必要とする障害児のための特区	養護学校や社会福祉施設における医療行為の特例
		・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・看護師等の医療関係職種は、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、麻酔など患者の生命・身体に危険を及ぼす可能性の高い行為を行うことを認めることは適当でない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体、安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 看護師が、適切な知識、技能を獲得する機会を得ることによって、一定の水準の資質を持った看護師やコメディカル専門職に一定範囲の医療行為を認めることは可能と考えるが、特区で実現できないか、検討し、回答されたい。	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・看護師等の医療関係職種は、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、麻酔など患者の生命・身体に危険を及ぼす可能性の高い行為を行うことを認めることは適当でない。	C									2046020	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院	鴨川医療特区	医師の指導下における看護師等による医療行為の範囲拡大
		・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 電氣的除細動については、人体に電流を流す行為であり、原則として医療従事者が行う必要がある。 看護師等の医療関係職種は、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、処方せんの発行など患者の生命・身体に危険を及ぼす可能性の高い行為を行うことを認めることは適当でない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体、安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 看護師が、適切な知識、技能を獲得する機会を得ることによって、一定の水準の資質を持った看護師等に電氣的除細動の実施を認めることは可能と考えるが、特区で実現できないか、検討し、回答されたい。	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 電氣的除細動については、人体に電流を流す行為であり、原則として医療従事者が行う必要がある。なお、看護師であれば、医師の指示の下に電氣的除細動の実施は可能である。 看護師等の医療関係職種は、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、処方せんの発行など患者の生命・身体に危険を及ぼす可能性の高い行為を行うことを認めることは適当でない。	:C :C			提案者からの意見では、「医師以外の看護師やホームヘルパー等であっても、十分な研修を受けた上で安全性を確保する手順をきちんと守って医療行為を行うことで実現可能」、「現状でも、主治医の指示に基づき「無資格者」である家族が、痰の吸引、経管栄養、導尿等の医療行為を行っているのが実態」とある。 医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はなく、適切な代替措置を講じることで特例を認めるべきでないか、この点も含めて具体的に検討し、回答						2088020	東京大学医学部附属病院	健康づくり特区	看護師等による診療の補助を超えた医療行為の容認

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)		
医師以外の医療関係者による医行為の容認(ホームヘルパー、看護師等(ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為を除く。))	901210	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。痰の吸引行為は、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある医行為に該当するため、無資格者に行わせることは不適当。ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為の可否については、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、検討し、年度末までに結論を得ることとしている。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。ホームヘルパーが、痰の吸引行為について、適切な知識、技能を獲得する機会を得ることによって、当該行為を行うことは可能と考えるが、特区で実現できないか、検討し、回答されたい。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・痰の吸引行為は、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある医行為に該当するため、無資格者に行わせることは不適当。 ・ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為の可否については、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、検討し、年度末までに結論を得ることとしている	C	・ホームヘルパーによる痰の吸引行為、 ・ホームヘルパーによるつめ切り、外用薬の塗布、血圧測定等介護と関連の深い医療行為23項目の実施 ・看護師による麻酔の実施、外来の再来患者に対する処方箋の発行 ・養護学校や社会福祉施設における施設職員や教職員による痰の吸引、経管栄養、導尿等の実施 ・理学療法士、作業療法士による医師の指示のない単独での業務の実施	ALS患者に対するホームヘルパーによる痰の吸引行為の可否については、「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」において、検討し、年度末までに結論を得ることとしている。引き続き、それ以外の行為についても、医師法上の取扱いについて検討し明確化していく。なお、御指摘の行為については、個々の患者の状態等によっては、医行為に該当しないものもあると考える。個々の事例が医行為に該当するか否かは、個々の事例に即して個別具体的に判断するものである。 理学療法士及び作業療法士が行うリハビリは、患者の状況を確認しながら行う必要があり、医学的判断を行う医師の指示は不可欠であるため、理学療法士等が単独で業務を行うことは適当でない。	D-1				2103010	三洋電機(株)	ITを核とした産学官連携特区	患者の居住宅等との間で行う遠隔医療についての医師法20条の制限緩和		
		医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 理学療法士及び作業療法士が行うリハビリは、患者の状況を確認しながら行う必要があり、医学的判断を行う医師の指示は不可欠であるため、理学療法士等が単独で業務を行うことは適当でない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 理学療法士、作業療法士が、適切な知識、技能を獲得する機会を得ることによって、当該行為を行うことは可能と考えるが、特区で実現できないか、検討し、回答されたい。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 理学療法士及び作業療法士が行うリハビリは、患者の状況を確認しながら行う必要があり、医学的判断を行う医師の指示は不可欠であるため、理学療法士等が単独で業務を行うことは適当でない。	C								2116010			理学療法士及び作業療法士法に関する開業規制の徹底	
		医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 歯科医師は、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、その業務を行うことを認めることは適当でない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 歯科医師が、適切な知識、技能を獲得する機会を得ることによって、当該行為を行うことは可能と考えるが、特区で実現できないか、検討し、回答されたい。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 歯科医師は、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、その業務を行うことを認めることは適当でない。	C									2116020	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院	「歯学総合医療センター」特区	理学療法士及び作業療法士の開業に関する施設基準の設定
		医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 歯科医師は、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、その業務を行うことを認めることは適当でない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 歯科医師が、適切な知識、技能を獲得する機会を得ることによって、当該行為を行うことは可能と考えるが、特区で実現できないか、検討し、回答されたい。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 歯科医師は、医師とは養成課程や国家試験の内容が大きく異なっており、本来認められている業務範囲を超えて、その業務を行うことを認めることは適当でない。	C									2134010	東京医科歯科大学歯学部・歯学部附属病院	「歯学総合医療センター」特区	一定の訓練を受けた歯科医師が、歯科医業以外の医業を行うことの容認
医行為に該当しない限り、現行でも対応可能。		人工呼吸施行時の純酸素使用について、医行為に該当するのかが否か、検討し、回答されたい。	純酸素の長時間投与等は、個々の患者の状態等によっては、酸素中毒症を起こす危険性があり、医行為に該当するものもあると考える。個々の事例が医行為に該当するか否かは、個々の事例に即して個別具体的に判断するものである。	D-1								1387010	輪島市	海洋レジャー(スクーバダイビング)関連	ダイビング用圧縮機について海外生産国の安全基準を日本でも認めるとともに、人工呼吸施行時の純酸素使用を医師免許がなくても可能にする		

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置 の分類」	「措置 の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	「措置 の分類」 の特区推 進室の 判断	提案事項コー ド	提案主体名	特区構想名	規制の特例 事項(事項 名)
中国の中西医結合 医業学会が認定した医師に係 る臨床修練実施 医療機関の許可 の不要化	090122 0	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・臨床修練制度は、日本の医師免許を有しない外国医師が、厚生労働大臣の許可を受けて、適切な指導能力を有する日本の医師の実地指導の下で、診療を行うものである。 ・臨床修練を行うための許可制を不要とした場合、我が国で医療を行うために求められる最低限の知識・技術を有しない者が臨床修練医として診療に従事することとなる。 ・臨床修練病院としての指定を不要とすることは、臨床修練医の指導体制の確保がなされない医療機関において臨床修練が行われるおそれがある。これらは結果として、適正な臨床修練が行われず、患者に危害を及ぼす可能性があることから、認められない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 特区で実現できないか、検討し、回答されたい。 中国の中西医結合医業学会が認定した医師に限り、本申請区に所在する医療機関において受け入れられることが可能でないか、検討し、回答されたい。	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・臨床修練制度は、日本の医師免許を有しない外国医師が、厚生労働大臣の許可を受けて、適切な指導能力を有する日本の医師の実地指導の下で、診療を行うものである。 ・臨床修練を行うための許可制を不要とした場合、我が国で医療を行うために求められる最低限の知識・技術を有しない者が臨床修練医として診療に従事することとなる。 ・臨床修練病院としての指定を不要とすることは、臨床修練医の指導体制の確保がなされない医療機関において臨床修練が行われるおそれがある。これらは結果として、適正な臨床修練が行われず、患者に危害を及ぼす可能性があることから、認められない。	C				C		C-1	1331010	具志川市・勝連町・与那城町	健康長寿産業振興特区	「外国人医師の臨床修練の目的内容等に関する緩和の特例について」
電子化された診療録等の保存場所の要件緩和	090124 0	総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」では、平成15年度以降速やかに措置とされていること、個人情報保護について適切な法的枠組みが存在しないことから、現時点においては、15年度中に本件を認めることは困難。	個人情報保護の仕組みについて、具体的な提案があった場合は、特区で先行的に実施できないか、検討し、回答されたい。	患者のプライバシー保護の特例を特定の地域内で限定的に行うことは困難である。本件は、個人情報保護の全国的な枠組みを整備した上で、検討する。	C		条例等によって個人情報保護の枠組みが整備されている場合は、実施可能と考えられるが、これについて具体的に検討し回答されたい。	条例等によって個人情報保護の枠組みが整備されている場合に、患者のプライバシー保護が担保され、実施できるかどうかについて検討する。	C		C-2	2007010	株式会社麻生情報システム	飯塚医療情報ビジネス特区	診療録等の保存場所の要件の緩和・カルテの外部保存化
外国人医師について当該国の国民の診療に限定した受入れの拡大	090127 0	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・医療行為の実施には、医学及び公衆衛生に関する高度に専門的な知識、技能等を必要とすることから、医師については、一定水準の資質を確保するために試験制度を採用しているところである。 ・我が国の医師免許を有していない者に一般的に医療行為の実施を認めることは、患者の生命・身体の危険を伴うことになるため適当でない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 提案内容は、日本の医師免許を持たない外国人医師による当該国籍県民に対する医療行為及び高度先進的医療技術の普及を目的とする医療行為の解禁であり、具体的に検討し、回答されたい。	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・医療行為の実施には、医学及び公衆衛生に関する高度に専門的な知識、技能等を必要とすることから、医師については、一定水準の資質を確保するために試験制度を採用しているところである。 ・我が国の医師免許を有していない者に一般的に医療行為の実施を認めることは、患者の生命・身体の危険を伴うことになるため適当でない。	C		提案者からの意見では「日本人医師では言葉の問題もあり、メンタルケアを含む十分な対応ができない」、「病気を診るのとどまらず人をみてほしい、相談に応じてほしい」という人道的な理由からも、母国語で診療してもらえる外国人医師の活用は必要、「外国の医師についても、それぞれの国において、医学および高度に専門的な知識、技能を有したものが、資格を有し医師として認められている」とある。これらの意見を踏まえ、相手国の病院等の推薦の下に、英語による試験を実施し、相互主義に基づかなくとも外国人医師の診療を容認することについて、具体的に検討し回答されたい。	現行の外国との医師の相互受入れについて、相手国での日本人医師の受入れがない場合でも、英語による国家試験を実施し、当該国の国民を診療するための外国人医師を受け入れる措置を講ずる。(平成15年度中に措置) なお、我が国の医師免許を有しない外国人医師に一般的に医療行為の実施を認めることは、患者の生命・身体の安全性の観点から、適当ではない。	B-1		B-1	1453010	長野県	外国人医師活用特区	外国人医師の医療行為の解禁
		・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・医療行為の実施には、医学及び公衆衛生に関する高度に専門的な知識、技能等を必要とすることから、医師については、一定水準の資質を確保するために試験制度を採用しているところである。 ・我が国の医師免許を有していない者に一般的に医療行為の実施を認めることは、患者の生命・身体の危険を伴うことになるため適当でない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 提案は、日本人医師も日常の診療に携わることで質的担保を図ることで、外国人医師による医療行為を可能とするもので、これについて、実現できないか検討し回答されたい。	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・医療行為の実施には、医学及び公衆衛生に関する高度に専門的な知識、技能等を必要とすることから、医師については、一定水準の資質を確保するために試験制度を採用しているところである。 ・我が国の医師免許を有していない者に一般的に医療行為の実施を認めることは、患者の生命・身体の危険を伴うことになるため適当でない。	C							2118030	医療法人財団河北総合病院	丸の内における国際医療事業	外国人医師の診断と治療への協調

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置 の分類」	「措置 の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	「措置 の分類」 の特区推 進室の 判断	提案事項コー ド	提案主体名	特区構想名	規制の特例 事項(事項 名)
外国人医師による臨床研修制度によらない日本人に対する診療の容認	0901280	・今年度中に以下の措置を実施。 臨床研修の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。(省令改正) 医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。(当該医師が教授の際、医行為を行うことも含む。)(通知発出) 臨床研修の許可の審査期間の短縮を図る。(運用)			B-1		欧米の先進国における医師に相当する資格を持っていること等我が国の医療の発展に必要な医師であることについて、特区認定時に厚生労働大臣の同意を得ることを要件として、特例を認めるべきでないか、具体的に検討し回答されたい。	医療行為の実施には、医学及び公衆衛生に関する高度に専門的な知識、技能等を必要とすることから、医師については、一定水準の資質を確保するために試験制度を採用しているところである。 我が国の医師免許を有していない者に一般的に医療行為の実施を認めることは、患者の生命・身体への危険を伴うことになるため適当でない。 なお、臨床研修制度について、今年度中に以下の措置を実施。 臨床研修の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。(省令改正) 医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。(当該医師が教授の際、医行為を行うことも含む。)(通知発出) 臨床研修の許可の審査期間の短縮を図る。(運用)	B-2 C-1	C-1	2046010	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院	鴨川医療特区	外国人医師の医療行為を可能とするため、日本の医師免許を持たなくとも可能な「臨床研修制度」の適用拡大	
		・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・臨床研修制度は、日本の医師免許を有しない外国医師が、厚生労働大臣の許可を受けて、適切な指導能力を有する日本の医師の実地指導の下で、診療を行うものである。 ・臨床研修を行うための許可制を不要とした場合、我が国で医療を行うために求められる最低限の知識・技術を有しない者が臨床研修医として診療に従事することとなる。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体への安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 提案には、「許可交付に要する月数が長い」との指摘があり、これを踏まえて特区において実現できないか、検討し、回答されたい。 また、多領域にわたる複数のアメリカ人医師の招聘を円滑に行おうとする場合には、個別の許可によらず包括承認などにより、臨床研修を行わせることができないか検討し、回答されたい。		C		・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・臨床研修制度は、日本の医師免許を有しない外国医師が、厚生労働大臣の許可を受けて、適切な指導能力を有する日本の医師の実地指導の下で、診療を行うものである。 ・臨床研修医の許可交付に要する月数に関しては、今年度中に臨床研修の許可の審査期間の短縮を図るべく、所要の措置を全国一律に行う予定。 ・臨床研修を行うための許可制を不要とした場合、我が国で医療を行うために求められる最低限の知識・技術を有しない者が臨床研修医として診療に従事することとなる。 ・また、我が国で医療を行うために求められる最低限の知識・技術を有しない者が臨床研修医として診療に従事することがないよう、包括承認ではなく、個々の外国医師の能力を判断し、臨床研修の許可を行う必要がある。				2184010	学校法人 東海大学	医学部臨床研修推進特区	外国医師の臨床研修に関する許可規定の緩和	
臨床研修について、医療に関する知識及び技能の習得に加え、これに付随して行われる教授を容認	901281	・今年度中に、以下の措置を実施する予定。 臨床研修の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。(省令改正) 医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。(通知発出) 臨床研修の許可の審査期間の短縮を図る。(運用)			B-1				B-1	B-2	1305040	神戸市	先端医療産業特区	(第1次提案) 海外の医師を招致し、世界水準のトランスレーショナルリサーチ(橋渡し研究)を推進するための「臨床研修」制度の適用拡大	
病床規制の適用	090129	以下の理由により、特区制度において特定の地区に係る病床規制を適用除外とすることは不適切である。 (1)当該特区内に医療機関が偏在・集中し、特区周辺部分の医療機関が空洞化する可能性があること。 (2)当該特区内で病床が増加した結果、医療費が高騰すれば特区外の保険者が当該医療費を負担することになる等結果的に特区外にも弊害が及ぶ可能性があること。 なお、今後、病床規制の在り方を含めた医療計画の見直しを検討することとしており、平成15年のできるだけ早い時期に検討会を立ち上げることとしている。	提案では、「県内における医療圏の設定及び医療圏ごとの基準病床数の維持による病床規制を取り除き、病院開設者が必要とする病床の許可を与えることにより、真に地域の需要に応じた病床配置が行える。また、病院開設の新規参入を容易にし、患者の選択の幅が広がるほか、医療の質の向上に向けた病院相互の取り組みが活性化される」との提案については、弊害が生じる可能性のある特区制度における病床規制の撤廃ではなく、医療情報提供を拡大し、患者の選択に基づき医療の質の面での医療機関相互の競争を促進することにより実現されるべきである。		C		提案者からの意見では「特区を県全域とした場合、県を超えて医療機関が偏在・集中する等の懸念は、地理的な利点が少なく現実的なものではない」、「特区内の病床増加による医療費の高騰も特区外の保	現在、提案者(県)においては、全県ベースで病床非過剰となっており、限られた二次医療圏を除き、幅広い県内外の医療提供主体の新規参入が可能となっているところ。こうした状況下で、県を越えての参入について「地理的な利点が少なく現実的なものではない」とするならば、現行でも参入(拡大)に何ら制約を受けていない当該県内に元々所在している主体に期待するしかないことであり、新規参入による「患者の選択の幅の拡大」やこれによる「病院相互の取り組みの活性化」の効果を県内各地域が等しく享受することは期待しがたい。	C	C-1	1458010	長野県	病床規制適用除外特区	病床規制の適用除外	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特 区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
除外	0	医療計画は、多数の患者を入院させ、一定の基準を満たした設備の下で本格的な治療を行う医療機関の適正な配置のため定めるものであり、入院機能を有する医療機関は、100床未満であっても医療計画による規制の対象とするべきである。	貴省の回答においては、病床規制対象となる病院の範囲の縮小が、現行の限度を超えてどの程度まで拡大できるのかについて具体的に検討されていないため、特区において実現できないか検討し、回答されたい。	医療計画は、多数の患者を入院させ、一定の基準を満たした設備の下で本格的な治療を行う医療機関の適正な配置のため定めるものであり、入院機能を有する医療機関は、100床未満であっても医療計画による規制の対象とするべきである。 一定規模以上の患者収容規模を有する医療機関を医療計画による規制対象から除外した場合、医療費の高騰を招くおそれがある。	C		「各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請」 仮に、県周辺の医療資源配置に不均衡が生じないとしても、県内においては、特定の二次医療圏に医療機関が偏在・集中し、医療資源配置の不均衡等が生じる可能性がある。 また、特区外に医療費高騰の影響が及ぶことについては提案者も認めているところであるが、提案者の言うようにその影響が限定的なものかどうかについては具体的な根拠が示されていない。 これらの事情を踏まえれば、特定の地区における病床規制の適用除外は不相当と考える。				2191010			「特区病院(仮称)」設置について	診療所における病床数制限の引き上げ
病床規制の適用除外 第1相臨床試験用ベッドの基準 病床数からの除外	0901660	医療資源の効率的な活用という医療計画の趣旨を踏まえれば、病床過剰区域においては余剰となっている一般の病床を活用すべきである。	提案は、超過ベッドを使うことなく、治験データを集約できる病床を、基準病床外で設置したいとするものであり、特区において実現できないか、検討し、回答されたい。	健康者を対象とした第1相臨床試験を行うための専用の病床について特定の病床等の特例を適用し、国内における治験を推進するため特に必要があると認められる場合には、例外的に当該病床の整備を認める。(平成15年度中措置)	B-1				B-1		B-1	1250070	福岡県・久留米市	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアパイオ地区)	第1相臨床試験用ベッドの基準病床数からの除外
離島や僻地等の遠隔地における、初診についての遠隔医療の可能化	0901300	・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・全く診断がついていない初診においては、医師はあらゆる可能性を考慮して患者の全身状態を総合的に捉え、治療方針を決定する必要がある。そのため、直接の対面診療によることが望ましく、これを遠隔診療で行った場合には、必要な情報の欠如から、重大な医療上の判断ミスを引き起こすおそれがある。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 遠隔医療について、高度情報通信技術で可能となったものも多く、初診の時から対応できるものも明確化できないか、このような観点から、検討し、回答されたい。	・離島、へき地の患者の場合等であって、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難なものには、初診について対面診療を行うことを求めているものではない。	D-1				D-1		D-1	2069010	日本電信電話株式会社	情報通信機器を使った最先端の医療をユビキタス環境で受診できる特区	対面診療に関する規制緩和
患者の居住者宅との間で行われる遠隔医療の容認	0901360	原則的には、対面診療が望ましいものと考えるが、対面診療が困難な場合(離島、へき地など)だけでなく、遠隔医療により適切な医療サービスが提供される場合(在宅の緩和ケア、リハビリテーション指導など)にも、対面診療を適切に組み合わせること等の条件を設定した上で、主治医の判断の下、必要に応じて遠隔診療を行うことを可能とする(通知改正)。			B				B		B-2	2103010	三洋電機(株)	ITを核とした産学官連携特区	患者の居住者宅等との間で行う遠隔医療についての医師法20条の制限緩和
「完結診療」(10年以上よく噛めるようにする歯科診療)を主体とする診療の推進	0901310	長期的に患者の口腔の健康を保持する観点から歯科医師は歯科医業を行っており、診療報酬においても「かかりつけ歯科医初診料」等により継続的な歯科医療を評価しているところである。			E				E		E	2086010	個人	高度先進歯科医療の臨床応用特区	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
広告規制の緩和	901410	医療については、不当な広告により患者の健康に回復困難な被害が生じるおそれがあること等から、患者保護の観点からの必要最小限の広告規制は必要不可欠であり、広告規制を撤廃し、医療機関が自由に広告することは適当でない。 ただし、患者に対する情報提供の促進という観点から、客観的な検証可能な事項については、昨年4月に大幅な緩和を行ったところであり、具体的に広告可能事項のご要望を示していただければ、全国的な規制緩和として検討する。	必要最小限の広告規制は、ネガティブリストといえるので、ネガティブリスト化について得区で実施できないか検討し、回答されたい。	ネガティブリストによる規制とした場合、不当な広告による健康被害を防止するためには広告することが必要となるが、それでは日々進歩する医療技術に対応することは困難である。現行のポジティブリストによる規制であれば、不当な広告による健康被害の防止という目的を確実に達成することが可能である。 なお、患者に対する情報提供の促進という観点から、客観的な検証可能な事項については、昨年4月に大幅な緩和を行ったところであり、具体的に広告可能事項のご要望を示していただければ、全国的な規制緩和として検討する。	C		提案者からの意見では「インターネットによる情報とテレビや新聞等による情報を、分けて考えるものではない」、「情報として患者に分かりやすい映像や写真によるデータの公表ができない」、「特定の医師による診療データが、病院のデータとしてしか公表できない」、「患者に分かりやすく伝えるための表現が限られている。などについて、患者保護の観点からどんな問題点があるか具体的に示していただきたい」とあり、これを踏まえ具体的に検討し、回答されたい。	「インターネット等による医療情報に関する検討会」において議論してきたところであるが、その報告書においては、患者・国民に対する医療情報の提供を一層推進していく必要がある現状を踏まえ、インターネットにより提供される情報の内容については、基本的には医療法の規制対象とはせず、提供者の自主的な判断に委ねるべきとされているところから、例外的な取扱いとしているところである。 患者に対する情報提供の促進という観点から、客観的な検証可能な事項については、昨年4月に大幅な緩和を行ったところであるが、御提案の事項については、以下の通りである。 ・写真等による情報提供については、不当に誘引するおそれがないかどうか等を踏まえながら、どのようなケースが可能か具体的に検討してまいりたい。 ・病院内の個々の医師ごとの診療データの情報提供については、すでに病院単位で広告可能となっている事項について、個々の医師ごとも広告可能かどうか検討してまいりたい。 ・広告規制は、広告可能な事項を規定しているものであり、実質的な広告内容が変わらない場合は、患者に分かりやすく表現することは可能である。	C-1 C-2 D-1		C-2	2118050	医療法人財団河北総合病院	丸の内における国際医療事業	広告規制の撤廃
		医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・不当な広告により利用者の健康等に被害が生じるおそれがあること等から、利用者保護の観点からの必要最小限の広告規制は必要不可欠であり、ご要望の事項を緩和することは適当でない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 アレルギー疾患の治療広告を適当でないとする合理的な説明が示されていない。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・不当な広告により利用者の健康等に被害が生じるおそれがあること等から、広告可能な事項は客観的に検証可能なものであることが必要である。 ・疾患の治療効果は患者の状態、疾患の程度により変化し得るものであり、その効果について、客観的に検証することは困難であるため、広告可能とすることは適当でない。	C									2138010	飯沼鍼灸院
高度・先進医療に係る「特定病床等の特例」の弾力的運用	0901440	高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限の撤廃については、平成14年度中に実施することとされているところ。			B				B		B-2	1305030	神戸市	先端医療産業特区	(第1次提案)高度・先進医療に係る「特定病床等の特例」の弾力的運用
外国医師による医師国家試験受験資格の取得	090147	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・外国の医師免許を取得した者であっても、我が国の教育水準と同等の教育を受けていなければ、我が国の医師国家試験を受験することは不適当。 ・臨床研修は診療等医行為を行うものであるため、日本の医師免許が必要。 ・なお、外国医師は、我が国の医科大学等卒業者と同等程度の学力及び技能を有していなくても、予備試験を受験し、1年以上の実地修練を受けることによっても、医師国家試験を受験することができる。 ・当該制度の例外として、イギリス等との間で、相互主義の観点から、政府間で口上書を交換し受入人数を制限した上で、相手国から申請のあった外国医師について、英語の医師国家試験を実施し、合格した場合には、条件付きの免許を付与している。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体の安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。 外国人医師について、わが国の教育水準と同等の教育を受けた者については、受験資格を与えることができないか、検討し、回答されたい。	医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。 ・外国の医師免許を取得した者であっても、我が国の教育水準と同等の教育を受けていなければ、我が国の医師国家試験を受験することは不適当。 ・臨床研修は診療等医行為を行うものであるため、日本の医師免許が必要。 ・外国医師は、我が国の医科大学等卒業者と同等程度の学力及び技能を有していなくても、予備試験を受験し、1年以上の実地修練を受けることによっても、医師国家試験を受験することができる。 ・また、外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が日本の医学の正規の課程を修めて卒業した者等と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定した者については、日本の医師国家試験を受験することができる。 ・当該制度の例外として、イギリス等との間で、相互主義の観点から、政府間で口上書を交換し受入人数を制限した上で、相手国から申請のあった外国医師について、英語の医師国家試験を実施し、合格した場合には、条件付きの免許を付与している。	C				C		C-1	2141010	個人	国際医師修練特区	外国医師に対する医師国家試験受験資格認定に関する要件の改定

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例 特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
及び臨床研修の容易化	0	<p>・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。</p> <p>・臨床研修とは、我が国の医師免許を取得した者に対し、基本的診療能力を身につけさせるため、診療等医療行為を行いながら臨床の現場で研修を行うものである。</p> <p>・医療行為の実施には、医学及び公衆衛生に関する高度に専門的な知識、技能等を必要とすることから、医師については、一定水準の資質を確保するために試験制度を採用しているところである。</p> <p>・我が国の医師免許を有していない者に一般的に医療行為の実施を認めることは、患者の生命・身体を危険を伴うことになるため適当でない。</p>	<p>医療の提供等人の生命、健康等に関する規制だからといって、特区で行えないとする合理的な理由はない。特区法に基づく基本方針別表1に記載されている高圧ガス保安法では、人の生命、身体への安全に関する規制であっても、現行規定と同等の安全性が確保されることをもって、特区の特例として認められている。</p> <p>外国免許を評価し、日本人医師との共通カリキュラムによる臨床研修を容認できないか、検討し、回答されたい。</p>	<p>・医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域にのみ異なる規制とすることは適当でない。</p> <p>・臨床研修とは、我が国の医師免許を取得した者に対し、基本的診療能力を身につけさせるため、診療等医療行為を行いながら臨床の現場で研修を行うものである。</p> <p>・医療行為の実施には、医学及び公衆衛生に関する高度に専門的な知識、技能等を必要とすることから、医師については、一定水準の資質を確保するために試験制度を採用しているところである。</p> <p>・我が国の医師免許を有していない者に一般的に医療行為の実施を認めることは、患者の生命・身体を危険を伴うことになるため適当でない。</p>	C				C			2141020	個人	国際医師修練特区	平成16年度以降の医師臨床研修制度への外国医師参加の容認	
医療国家資格取得における単位認定の規制緩和及び修業年限の短縮	0901540	<p>柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成課程において、他の医療関連職種の養成施設等において既に履修した科目を免除することについては、現在も認められている。</p> <p>修業年限の短縮を認めることは、最低限の教育が行われないおそれがあることから、不適当。</p>			D-1, C				D-1, C			2161060	株式会社自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	医療資格特区	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和	
												2161070	株式会社自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	医療資格特区	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和	
													2161080	株式会社自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	医療資格特区	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和
		<p>看護師学校養成所については、他の医療関連職種の養成施設等において既に履修した科目を免除することについて本年度中に認める予定。看護職員については、医療の高度化に対応した質の高い資格者を確保するために修業年限を引き上げるべきであるとの意見もあるところ、修業年限を短縮することは、定められた最低限の教育が行われず、医療国家資格の質を低下させるおそれがあることから不適当。</p>					C			C		C-1	2161090	株式会社自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	医療資格特区	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和
		<p>救急救命士の養成課程において、他の医療関連職種の養成施設等において既に履修した科目を免除することについては、現在も認められている。</p> <p>修業年限の短縮を認めることは、最低限の教育が行われないおそれがあることから、不適当。</p>			D-1, C			D-1, C			2161100	株式会社自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	医療資格特区	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和		

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特選推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
日本の医師免許を有する外国人医師に関する「医療」の在留資格要件の緩和	0901610	「医療」の在留資格の要件として、へき地等の診療所において診療に従事することとしているのは、へき地等において医療サービスを受ける機会を保障するために設けられた特例的な措置であり、これを拡大することは不適当。	病院であっても、医師不足地域では、当該特例措置が拡大できないか検討し、回答されたい。		C		提案者からの意見では「外国人医師についてへき地等の診療所が認められて、なぜ、病院は認められないのか、納得できないが、離島においては、診療所のみならず、病院においても医師の確保が非常に厳しい状況にある」とあり、病院であっても、医師不足地域では、当該特例措置が拡大できないか検討し、回答されたい。	日本の医師免許を取得した外国人の「医療」の在留資格について、離島・へき地の診療に関しては、「診療所」における診療に限定されているものを、特区の枠組みによらず「病院」にも拡大する。	B-1		B-1	1136020	長崎県	しま交流人口拡大特区	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和
NPO法人の医療参入	0901620	NPO法人は営利を目的としている法人ではないため、現行制度の下で参入は可能			D-1				D-1		D-1	2005160	NPO法人申請中「H・H・Sグループ	医療の分野では、24時間稼働の1000床の高機能病院の設置	10万人の学生と、世界1000箇所の50階建てビルの住人の健康を守る拠点として、活動出来る1000床の高機能病院の許可がほしい
病床過剰地域の1000床の高機能病院の許可	0901630	病床過剰地域においてご要望のような1000床の高機能病院を許可することは、次の理由から不適切である。 (1)当該特区内で病床が増加した結果、医療費が高騰すれば特区外の保険者が当該医療費を負担することになる等結果的に特区外にも弊害が及ぶ可能性があること (2)当該特区内に医療資源が偏在・集中すること なお、今後、病床規制の在り方を含めた医療計画の見直しを検討することとしており、平成15年のできるだけ早い時期に検討会を立ち上げることとしている。			C				C		C-1	2035010	財団法人大阪クナイブ療法協会 NPO法人日本保養地・保養地医療連盟	健康特区	調整地域に関する商業施設の設置の緩和。(飲食・宿泊・ショップ)
医師・理学療法士に対する一定の上乗せ研修制度の導入	0901640	個々の医療従事者の質の向上のため、研修や民間資格の創設を行うことについて、特段の規制はない。			D				D		D-1	1043010	川口市	市職員の任用についての特選	臨時的任用職員の任用期間を最長5年まで延長可能にする。また労働契約期間を最長5年まで延長可能にする。
臨時的任用職員の任用期間の最長5年までの延長可能化、労働契約期間の最長5年までの延長可能化	0901680	労働基準法を適用するか否かは地方公務員法体系の問題であり、地方公務員法体系において御要望に添うための措置が適切になされれば、労働基準法の例外規定となり、そちらの規定が優先されることになるため、労働基準法の規定は問題とならないことになる。			E				E		E	1201010	足立区	生活創造特区(福祉・雇用分野)	地方自治体による無料職業紹介事業の実施
地方公共団体による無料職業紹介事業の実施の容認	0901700	現在、地方公共団体による無料職業紹介事業について、国と地方の二重行政となることがないように配慮しながら、実施を可能とすることを内容とする職業安定法の改正案を通常国会へ提出する方向で準備を進めているところである。			B-2				B-2		B-2	1254010	墨田区	産業活力創生特区	地方公共団体における無料職業紹介事業の実施
												1272010	埼玉県八潮市	職業安定所(ハローワーク)の権限(雇用あっせん業務等)の一部を市に委譲	職業あっせん事業に関する実施主体の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特選推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
港湾労働者派遣事業における派遣就業日数規制の緩和	0901750	関係者との間で検討中。	早期に検討し、回答されたい。	港湾労働者派遣事業は、平成7年12月の行政改革委員会の最終意見における、「港湾労働の効率化(コスト削減、サービスの向上)を求めれば、港湾運送の安定化(労使関係の安定化等)が損なわれるという懸念があるため、この2つの目標をどのようにバランスをとって解決するかという視点も重要であり、「安定した労働関係の確保を前提とした効率的な経営、就労体制の確立」を図るべきとの提言を踏まえ、創設されたものであり、安定した労働関係を損なうことのないよう、派遣日数制限等について労使合意の上に運営されているものである。 一方、今回提案があった特区における港湾労働者派遣事業の派遣日数制限の緩和については、現時点では、特区での実施について関係労使の合意が得られておらず、労使双方とも基本的に港湾労働法に基づく制度全般のあり方等の検討の中で是非を判断すべき問題であるとしており、こうした中で、今回の提案を拙速に実施することとすれば、港湾における秩序に深刻な混乱を生じさせ、我が国の貿易及び経済活動に深刻な悪影響を与えるおそれが強く、現時点において、これを実施することは困難である。 なお、港湾労働者派遣事業全般については、法の附則に基づき、今回提案があった派遣日数制限を含め、前回の改正港湾労働法の施行(平成12年10月1日)から3年を経過した場合に、関係労使等からなる審議会において、法の施行状況を勘案の上、そのあり方等を検討する予定としており、その結果に基づき、早期に必要と判断された場合には、関係促進法に基づく技能検定制度の整備にこだわらなければならない。また、(財)国際研修協力機構(JITCO)の認定による対象職種も拡大し、問題ないものとしているところである。 2. また、技能実習制度は、開発途上国への技術・技能移転を行う国際貢献のための制度であり、研修により一定水準以上の技能等を習得したものと認められる外国人研修生に対し、その後、雇用関係の下で技能等の熟練度を高める機会を与えるものであることから、その移行対象職種については、対象技能が公的に評価できるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するものであることが必要である。 3. これらの要件が必要とされるのは、研修の成果を客観的かつ公正に判断することが制度上必要不可欠であり、評価制度を抜きに技能実習制度としての措置は出来ないものであり、研修生送出国のニーズに合致した職種でなければ、技能移転の効果が期待できないばかりでなく、単純労働力の活用を認めることにもなりかねず、制度の趣旨に反することにもつながることから、研修生送出国のニーズに合致していることも必要不可欠だからである。 4. 技能実習移行対象職種の追加に当たっては、これらの要件が満たされる職種であれば、JITCOの認定を受け、全国的に対応が可能となるが、一方、これら要件のどちらかでも緩和することとすれば、開発途上国への技術・技能移転を行う国際貢献のための制度である技能実習制度のわくを越えるものであり、本制度により対応することはできない。 なお、「農業一般」については、上記の要件を満たす	C				C	C-1	1282010	大阪市	国際交易特区	港湾労働者派遣事業における派遣就業日数規制の緩和	
技能実習移行対象職種等の拡大	0901760	職業能力開発促進法に基づく技能検定の職種に農業一般等を追加することしなくとも、(財)国際研修協力機構に認定されれば、技能実習移行対象職種(作業)の拡大は可能である。	提案は、(財)国際研修協力機構の認定によることなく、対象職種を拡大したいというもので、これについて実現できないか、検討し、回答されたい。	これらの要件が必要とされるのは、研修の成果を客観的かつ公正に判断することが制度上必要不可欠であり、評価制度を抜きに技能実習制度としての措置は出来ないものであり、研修生送出国のニーズに合致した職種でなければ、技能移転の効果が期待できないばかりでなく、単純労働力の活用を認めることにもなりかねず、制度の趣旨に反することにもつながることから、研修生送出国のニーズに合致していることも必要不可欠だからである。 4. 技能実習移行対象職種の追加に当たっては、これらの要件が満たされる職種であれば、JITCOの認定を受け、全国的に対応が可能となるが、一方、これら要件のどちらかでも緩和することとすれば、開発途上国への技術・技能移転を行う国際貢献のための制度である技能実習制度のわくを越えるものであり、本制度により対応することはできない。 なお、「農業一般」については、上記の要件を満たす	D-1				D-1	D-1	1293010	上勝町	外国人研修、技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	技能実習移行対象職種に農業一般(果樹園芸を含む)を追加する。	
											1293020	上勝町	外国人研修、技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	技能実習移行対象職種に林業を追加する。	
											1293030	上勝町	外国人研修、技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	食品製造関係(5種10作業)に「キノコ類人工樅木製造」を追加する。	
都道府県が職業能力開発大学校等を設置する際の厚生労働大臣への協議及び同意の廃止(届出制の導入)	0901770	都道府県が職業能力開発大学校等を設置するときは、あらかじめ厚生労働大臣に協議し、その同意を得ることとしている。これは、本来、国が設置すべき公共職業能力開発施設を都道府県が設置しようとする場合には、国がそれに要する経費の一部の補助等を行う一方で、国及び都道府県が設置する公共職業能力開発施設が相互に競合することがないように公共職業能力開発施設の適正な設置・運営等を図ることとするものである。 このため、熊本県が要望するように、既存の国の補助等を維持しつつ、都道府県が職業能力開発大学校等を設置する際の厚生労働大臣への協議及び同意を廃止することは困難である。			F				F	F	1312030	熊本県	先端産業を担う人材育成特区	職業能力訓練開発大学校等を設置する際の大臣協議、同意の廃止	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特推室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
大学、公設試験研究機関等へ研究員をORT研修として派遣する際の費用のキャリア形成促進助成金(訓練給付金)の対象化	0901780	当該要望を実現するに当たっては、助成対象を拡大する必要があり、新たな予算措置が必要となる。このため、従来型の財政措置を講じないとする構造改革特区の方針に反するものである。			F				F		F	1315020	山形県	超精密技術集積特区	大学、公設試験等へ研究員を派遣する際のキャリア形成促進助成金の対象化
企業を構成員とする社団法人が行う無料職業紹介事業の許可制から届出制への移行	0901790	社団法人の行う無料職業紹介事業については、団体の適正性が他の制度により確保される等により事業運営の適格性に問題が少なく一義的に判断することが困難であり、求職者保護の観点から、届出制とすることは困難である。 本規制を特区内において緩和した結果、求職者保護に欠ける事態が生じた場合、適切な代替措置を講ずることは困難である。	貴省の回答によれば、社団法人であっても、他の制度等で確保されるなどで適正性に問題ないとすれば、届出制が可能となるよう特区において実現できるか、検討し、回答されたい。	社団法人を含め公益法人については、公益法人の公益性についての判断基準が不明確であり公益法人といえない性格のものが混在していること等が指摘されていることや、公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)において、公益法人は「積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならぬ」とされていること等を踏まえ、現在、その制度の抜本的改革に向けて議論が行われているところである。 このため、公益法人が自己の構成員を対象とした無料職業紹介事業を行うことについては、政府において今後取りまとめられる当該議論の結論を踏まえ、公益法人制度の見直しを待つべきである。	C				C		C-1	1440010	長野県	無料職業紹介特区	無料職業紹介事業に関する許可制から届出制への移行
職業安定法第4条の求人求職の紹介の他新規事業情報交流の特例化	0901800	要望は国が行う事業の追加であり、事業実施主体を国としていることから特区の主旨に合致せず事実認定である。 なお、経済産業省においては、創業・起業の促進の観点から、例えば起業を志す者に対して、民間ベンチャーキャピタルとのマッチング等、具体的な事業化までのトータルサービスを実施するため、WEBサイト等を通じた各種支援サービスを提供するなどの様々な取組を行っているところである			E				E		E	2011010	個人	新規事業増大促進化対策と雇用環境の改善策	職業安定法第4条の求人求職の紹介の他新規事業情報交流の特例化
労働安全衛生法のクレーンの運転の資格の緩和	0901810	具体的な作業内容、有している資格等について、提案元に確認しているところであり、確認でき次第、検討の上回答する。	早急に確認し、回答されたい。	提案にある「同等の資格」として想定されているもの及び代替の安全対策等について、問い合わせをしているところであり、回答があり次第検討することとしている。			早急に確認し、回答されたい。	提案元から代替の安全対策等について具体的な提案が得られなかったため、対応することは困難である。	C-1		C-1	2137050	宇宙開発事業団	宇宙開発特区	労働安全衛生法のクレーン等の運転の資格緩和
社会保険労務士の業務範囲の拡大	0901820	弁護士法第72条が非弁護士による法律事務取扱の禁止を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからである。 また、社会保険労務士法においては、労働及び社会保険に関する法令に基づく国民の権利義務を適正に実現するため、労働社会保険諸法令の専門家としての能力・識見を有する者に対して社会保険労務士の資格を与え、これらの者に事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項についての相談・指導業務などの社会保険労務士業務を行わせているところである。 このような法律の趣旨に鑑みれば、能力的担保等がない社会保険労務士業務以外の分野に関して法律相談業務を行うことは、国民の利益を害するおそ	提案者の要望は弁護士の大都市偏在による地域における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じて行うことができる法律相談業務の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないか具体的に検討し、対応されたい。	社会保険労務士が非専門分野の法律相談を業として行うためには、能力的担保等の所要の措置を講じることが必要である。所要の措置を講じないまま社会保険労務士が非専門分野の法律相談を業として行うことは、国民に不測の損害を与えかねないことから、適当でない。 また、専門的な業務を処理するためには必要な知識・能力を有する者に資格を付与するという資格制度の趣旨からも、資格の業務範囲の変更については、全国的に、資格法制全体の在り方を視野に入れて検討するべきである。 なお、法律相談等の需要への十分な対応については、現在、政府の司法制度改革の一環として検討されているものと承知している。	C				C		E	2146100	(株)東京リーガルマインド	法律相談自由化特区	社会保険労務士の業務範囲の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	「措置の分類」の特例特区推進室の判断	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
児童短期入所事業の実施主体の拡大	0901880	施設長や直接処遇職員(介護職員等)等の必要な職員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室又は洗濯場その他サービスを提供する上で必要な施設設備を設ける場合には、NPO法人の運営により、地域の家屋においても児童短期入所事業の実施を可能とする。			A				A		A	1188010	岐阜市	児童短期入所事業の人員と施設設備等の基準の緩和特区	児童短期入所事業の実施主体の拡大
知的障害者通所更生施設の身体障害者の利用	0901890	近隣の身体障害者更生施設等から、治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること、職業訓練、作業療法等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと。その更生に必要な訓練を行うこと、について支援が受けられる場合には、身体障害者が知的障害者通所更生施設を利用することを可能とする。			A				A		A	1227010	台東区	知的障害者通所更生施設における身体障害者の相互利用	知的障害者通所更生施設の利用
治験専門職員(CRC)のうち、任期付職員に限定した、国家公務員の定員数からの除外化	901980	総務省より回答	自治体の提案は、臨床試験の迅速化のためには、現在の職員体制では限界があることの改善を図るものであり、治験迅速化の体制整備の一つとして何が出来るか、貴省の所管範囲で具体的に検討し、回答されたい。	提案内容は、治験の迅速化を図る観点から、職員体制の強化のために、総定員法の特例を求めるものであるため、総務省より回答。			自治体の提案は、臨床試験の迅速化のためには、現在の職員体制では限界があることの改善を図るものであり、治験迅速化の体制整備の一つとして何が出来るか、貴省の所管範囲で具体的に検討し、回答されたい。	提案内容は、治験の迅速化を図る観点から、職員体制の強化のために、総定員法の特例を求めるものであるため、総務省より回答。			E	1265010	大阪府	バイオメディカル・クラスター創成特区	治験専門職員(CRC)のうち、任期付職員に限定して、国家公務員の定員数から除外